令和８年大和町議会３月定例会議会議録

令和８年３月３日（火曜日）

応招議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

出席議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	健康推進課長	大友徹君
副町長	千葉喜一君	農林振興課長	阿部晃君
教育長	八巻利栄子君	商工観光課長 兼企業立地 推進室長	星正己君
代表監査委員	内海義春君	都市建設課長	江本篤夫君
総務課長兼 危機対策室長	児玉安弘君	上下水道課 課長補佐	千坂伸君
まちづくり 政策課長	遠藤秀一君	会計管理者 兼会計課長	丹野俊宏君
財政課長	佐々木克敏君	教育総務課長	菊地康弘君
税務課長	青木朋君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
町民生活課長	吉川裕幸君	税務課 徴収対策室長	阿部友紀君
子ども家庭課 長兼こども家 庭センター長	小野政則君	公民館長	村田晶子君
福祉課長	早坂基君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	次長	相澤敏晴
主事	佐藤みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前９時５８分　　開　　議

議　　長　（今野善行君）

皆さん、おはようございます。

皆さんおそろいでございますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（今野善行君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、３番宮澤光安君、４番平渡　亮君を指名します。

ここで、昨日説明がありました令和７年度大和町水道事業会計補正予算について、資料の訂正の申出がありましたので説明を求めます。上下水道課長補佐千坂　伸君。

上下水道課長補佐　（千坂　伸君）

訂正のためにお時間をいただき、大変申し訳ございません。

昨日提出いたしました令和７年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書第５号、令和７年度大和町水道事業会計補正予算内訳書につきまして、記載数値２か所に誤りがございましたので、お手元の資料のとおり訂正をお願い申し上げます。

訂正箇所につきましては、水道事業会計補正予算実施計画書93ページ、１款資本的支出１項建設改良費の補正予定額の項目で、マイナス１億1,966万2,000円と表記されておりますが、正しくはマイナス１億1,962万2,000円でございます。

訂正箇所２か所目は、次にございます計の項目で、５億1,960万8,000円と表記されておりますが、正しくは５億1,964万8,000円でございます。

訂正しておわび申し上げます。

訂正箇所の説明につきましては以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

議　　長　（今野善行君）

訂正に関する説明を終わります。

なお、タブレット内の資料訂正は、後ほど事務局長より説明させます。

日程第２「議案第２号　大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議　　長　（今野善行君）

日程第２、議案第２号　大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３「議案第３号　大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」

議　　長　（今野善行君）

日程第３、議案第３号　大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４「議案第４号　督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」

議　　長　（今野善行君）

日程第４、議案第４号　督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５「議案第５号　大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

議　　長　（今野善行君）

日程第５、議案第５号　大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６「議案第６号　大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議　　長　（今野善行君）

日程第６、議案第６号　大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第６号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７「議案第７号　大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例」

議　　長　（今野善行君）

日程第７、議案第７号　大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８「議案第８号　大和町都市公園条例の一部を改正する条例」

議　　長　（今野善行君）

日程第８、議案第８号　大和町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９「議案第９号　令和７年度大和町一般会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第９、議案第９号　令和７年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか。11番渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

事項別明細書20ページ、民生費の保育所費で私立保育園運営費4,500万円ほどとなっているんですけれども、何でこんなに補正で上回ったのかなというのと、それから21ページの委託料で業務委託、ここも643万6,000円ほどプラスになっているんですけれども、この辺少し理由を伺いたいと思います。

それから、同じく事項別明細書の28ページ、林業費の林業振興費の中で委託料538万円ほど不用額が出ているんですけれども、少し不用額多いんじゃないかっちゅう気がするんですが、その辺の説明をちょっと求めたいと思います。

以上３点。

議　　長　（今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長　（小野政則君）

渡辺議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、事項別明細書20ページ、保育所費の4,500万円につきましては、これは公定価格という保育所の運営費に充てるものなんですが、公務員の人事院勧告に準じて保育士の給料の算定を行うこととなっておりまして、それが４月に遡及して計算になるため、３月議会での予算上程となったものでございます。

21ページの委託料の640万円についても、これは保育所、大和町でいえば私立の保育園の分の公定価格の先ほどと同じ理由になってきます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

農林振興課長阿部　晃君。

農林振興課長　（阿部　晃君）

それでは、渡辺議員の質問にお答えしします。

こちら林業費のほうでの委託料、測量設計施工管理委託というところで530万円ほ

ど減額しておりますけれども、こちらにつきましては、林道共同橋の補修の実施設計業務のほうを発注しておりまして、それの入札実績によりまして、こちらの金額のほうの減額をするものであります。場所につきましては、南川ダムに架かっております兵土ケ原橋とあるんですけれども、そちらの補修設計業務の実績によるものでの減額となります。

以上でございます。

１１　番　（渡辺良雄君）

理解しました。

議　　長　（今野善行君）

ほかにありませんか。よろしいですか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０「議案第１０号　令和７年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第10、議案第10号　令和７年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１「議案第１１号　令和７年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第11、議案第11号　令和７年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２「議案第１２号　令和７年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第12、議案第12号　令和７年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３「議案第１３号　令和７年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第13、議案第13号　令和７年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１４「議案第１４号　令和７年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第14、議案第14号　令和７年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５「議案第１５号　令和７年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第15、議案第15号　令和７年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１６「議案第１６号　令和７年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第16、議案第16号　令和７年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１７「議案第１７号　令和７年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第17、議案第17号　令和７年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１８「議案第１８号　令和７年度大和町下水道事業会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第18、議案第18号　令和７年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１９「議案第１９号　令和７年度大和町水道事業会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第19、議案第19号　令和７年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２０「議案第２０号　令和４～９年度大和町吉岡西部土地区画整理事業造成工事請負契約の変更について」

議　　長　（今野善行君）

日程第20、議案第20号　令和４～９年度大和町吉岡西部土地区画整理事業造成工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。９番馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

それではお尋ねをいたします。

ご説明の中で、進出予定の企業さんより0.7メートル高く設定してほしいという依頼があったということなんですけれども、その理由って何なのかというのと、それから、こういう場合ちょっと分かんないんですけれども、見積りを取るのかどうかというか、やっている、造成している企業さんがあるからだけれども、工事している人がいるからだけれども、その辺どうなっているのかと、あと防災調整池のほうも変更になってます。これは掘ってみてそういう追加で必要だという地盤の関係の工事なのか、これも見積り等も併せてご答弁いただければと思います。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

馬場議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の買主様よりオーダーいただいた0.7メートルの造成高を上げることに関しましては、買主様の建築計画におきまして、現区画整理の高さでお渡しした場合に、再度盛り土をする必要があるというようなことで、できるだけ早く建築工事を

やりたいということで、区画整理側でその盛り土分を行ってほしいというようなオーダーということで承ってございまして、その分はいずれ設計の中で見させていただきますけれども、その分は付加するような形になろうかと思います。

あと、２点目でございます防災調整池ののり面の保護等に関しましてですが、当初張り芝工で計画をしてございましたが、それらを落ちつかせる期間と、それからメンテナンス費用、そういったものを考えまして、今回、のり枠ですね、モルタルを注入した布製の型枠工を行いまして、こちらですと今の現在ののり面の中に、そのまま布製の型枠を敷いた段階でモルタル注入すると、のり面保護になるというふうな形になりますので、今後のメンテナンス、除草等を含めたメンテナンス等を考えまして、今回こういった工法を採用させていただいたというところでございます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

見積りについて。

都市建設課長　（江本篤夫君）

失礼しました。

見積りに関しましては、いずれこういった工法ございますので、それらを積算を町のほうで設計をしまして、それで変更という形になりますので、あくまでも公表されている単価、メーカー等ございますので、そちらのほうを採用して、あとは標準の積算歩掛等を使って変更という形にしてございます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

馬場良勝君。

９　　番　（馬場良勝君）

おおむね理解をしました。

防災調整池ならば、設計の段階からそういう考えがあってもよかったのかなって思うんですね。そういう工法が分かっているのであれば。じゃないとまたいずれこういうのが起きたときに、また同じ、実は最初は芝だったけれども後からモルタルにしますみたいな話が出てくる可能性もあるので、今後何が一番いいかなんだと思いますよ

ね。工事費もこれからどんどん上がっていく、下がることはないと思うので、調査設計の段階で、その辺は町としてもメンテナンス書かないのはそのとおりだと思うので、なおさらこれからの時代そういうふうに考えていくべきなのかと思うので、いま一度ご答弁をいただければと思います。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

馬場委員の再質問にお答えをします。

おっしゃるとおりいろんな工法が、最新の工法等もございまして、これらに含まれるような形にもなってございますので、今回の工法についてはそういった広い視野を持って、我々職員等で情報をコンサルも含めてなんですが、そういったところで情報を収集しながら、今お話しいただいたような視点でもって、いろんな工法を採用していけるように勉強していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２１「議案第２１号　令和８年度大和町一般会計予算」

日程第２２「議案第２２号　令和８年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第２３「議案第２３号　令和８年度大和町介護保険事業勘定特別会計予

算」

日程第２４「議案第２４号　令和８年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第２５「議案第２５号　令和８年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第２６「議案第２６号　令和８年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第２７「議案第２７号　令和８年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第２８「議案第２８号　令和８年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第２９「議案第２９号　令和８年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

日程第３０「議案第３０号　令和８年度大和町下水道事業会計予算」

日程第３１「議案第３１号　令和８年度大和町水道事業会計予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第21、議案第21号　令和８年度大和町一般会計予算から、日程第31、議案第31号　令和８年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

よろしくお願いいたします。

それでは、令和８年度各種会計予算及び予算に関する説明書をお願いいたします。

説明書の１ページをお開き願います。

議案第21号　令和８年度大和町一般会計予算でございます。

第１条第１項は歳入歳出予算でありまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ139億4,000万円と定めるものでございます。第２項、款、項の区分ごとの金額は第１表に記載しております。

第２条は債務負担行為を定めておりまして、第２表に事項、期間及び限度額を記載しております。

第３条は地方債で、令和８年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第３表により定めております。

第４条は一時借入金でございまして、最高額は10億円と定めるものでございます。

第５条は歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項間の流用は禁じられているところでございますが、人件費に限り項間の流用を認めるという規定でござ

います。

それでは、９ページをお願いいたします。

第２表債務負担行為でございます。こちらは９ページから10ページまで全部で19の事項がございますが、いずれも令和８年度に行う発注・調達行為において、複数年度の契約等を行うことができる事項を定めるものでございます。期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

11ページをお願いいたします。

第３表地方債でございます。起債の目的と充当する事業につきましてご説明申し上げます。

公共事業等債は、舞野大橋・七ツ森大橋の補修工事及びもみじケ丘幹線４号線ほかの道路改良工事に係るもの。緊急防災・減災事業債は、消防団のパトロールカー購入に係るもの。公共施設等適正管理推進事業債は、まほろばホール長寿命化改修事業に係るもの。緊急自然災害防止対策事業債は、舞野志戸田線ほか３路線の舗装修繕等工事に係るもの。緊急浚渫推進事業債は、準用河川湯名沢川の土砂浚渫事業に係るもの。デジタル活用推進事業債は、道路台帳のデジタル化業務に係るもの。減収補塡債は２億6,190万円を計上しておりまして、合わせまして６億440万円であります。それぞれの限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

14ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。

初めに、１款町税でございますが、町税につきましては当初予算編成段階におけます見込額での計上となっております。

１款１項町民税１目個人、２目法人につきましては、どちらも前年度比で増額を見込んでおります。

２項１目固定資産税につきましては、企業における償却資産の減価償却が進んだことを考慮いたしまして、前年度と比較し減額と見込んでおります。

15ページをお願いいたします。

２目国有資産等所在市町村交付金でありますが、各公共団体が所有する行政執行に用いていない部分につきまして固定資産税率と同じ1.4％での交付がありまして、対象資産ごとに記載をいたしております。

３項軽自動車税でありますが、１目環境性能割は令和８年３月末をもって廃止となることから、大幅な減額となるものです。２目種別割は、軽自動車や原動付自転車な

どで税率が異なるものでありまして、台数の変動等を考慮し増額を見込んでおります。

４項１目町たばこ税につきましては、令和７年度の実績見込みから増額を見込んでおります。

16ページです。

５項１目入湯税につきましては、前年度より増額を見込んでの計上であります。

６項１目都市計画税につきましては税率0.2%でありまして、増額を見込んでおります。

なお、この都市計画税と入湯税につきましては目的税でありますので、その使途を若干ご説明させていただきます。

別冊でお配りしている資料ですが、議案第21号関係資料・一般会計当初予算と記載している横長の資料をお願いいたします。

こちらの資料の１ページをお願いいたします。

目的税（都市計画税と入湯税）の使途に関する説明書でございます。

１の都市計画税ですが、表を見ていただきますと都市計画税・歳入は３億5,768万円の計上であります。その下の都市計画税・歳出は４億5,608万2,000円となりまして、その下の行に記載する５つの事業にそれぞれ充当を予定しております。

次に、右側の入湯税でございます。表をご覧ください。入湯税・歳入は22万円の計上で、前年度より増額を見込んでの計上です。入湯税充当事業・歳出につきましては、町観光物産協会への補助金の一部に充当を見込むものでございます。

資料の２ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、市町村に交付されます消費税率引上げ分の地方消費税交付金につきましては、社会保障施策に要する経費に充てるものとされております。本町では、県の試算により示されました地方消費税交付金（社会保障財源化分）こちらの４億7,183万円につきまして、項、目、予算科目、経費、特定財源、そして一般財源中の社会保障財源化分の交付金として表してございます。

社会福祉といたしまして、民生費の社会福祉費、児童福祉費に、社会保険は民生費の社会福祉費へ、保健衛生につきましては衛生費の保健衛生費へそれぞれ充当しております。

３ページをお願いいたします。

３ページは地方交付税額等の推移、４ページから５ページは地方債償還計画表を、６ページから７ページは基金現在高に関する調書、８ページは科目別・節別調書を準備しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは再度、事項別明細書の16ページをお開き願います。16ページの中ほどでございます。

２款地方譲与税から17ページに進んでいただきまして、17ページの中段より下にございます９款国有提供施設等所在市町村助成交付金までにつきましては、国の総体的な予算編成の見込みや令和７年度実績見込み、また、県の試算に基づきまして計上いたしております。

17ページ一番下にございます10款地方特例交付金につきましては、国の施策による地方税減収の補塡として交付されるもので、見込額により計上しております。

続きまして、18ページ。

11款地方交付税につきましては、普通交付税は不交付の見込み。特別交付税は２億円を計上しております。震災復興特別交付税は、東日本大震災復興特別区域法に基づく課税免除に係る補塡分として１億1,700万円を計上しております。

12款交通安全対策特別交付金は、区画線や路面表示等の交通安全施設整備に関する交付金で、前年度とほぼ同額を計上いたしております。

13款１項１目民生費分担金及び２目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担金を見込んでおります。

２項１目民生費負担金１節につきましては、養護及び特別養護老人ホームの措置費及び高齢者のｉｃｓｃａ利用につきまして、カードの紛失等に伴う再発行手数料に伴う負担金。同じく２節につきましては、保護者負担分の利用料を計上いたしております。

14款１項使用料につきましては、１目総務使用料から、19ページ、６目教育使用料までございますが、それぞれの条例による使用料収入を見込んでおります。

続きまして、２項手数料でございます。こちらも１目総務手数料から、20ページ、３目土木手数料までございますが、過年度の実績額等から各種手数料の収入見込額について計上いたしております。

なお、民生手数料は三角の表記となっておりますが、これは廃目となったことによるものでございます。以下、款、項、目において廃止となったものにつきましては、歳入歳出含めまして同様の表記となってございます。特別会計も同じでございます。

続きまして、15款１項１目民生費国庫負担金の１節から５節までは、各種給付金に係る負担金となっております。

21ページへ行きまして、２項国庫補助金につきましては、１目総務費国庫補助金１節は、個人番号カードの交付事業に対する総務省所管補助金。２節地域未来交付金は、

令和７年度の新しい地方経済生活環境創生交付金から名称が変更され、デジタル技術の活用等に要する費用に対します補助金でございます。

２目民生費国庫補助金１節は、障害者の地域生活支援事業に対します補助金。２節は、私立の保育園の運営費や保育士処遇改善事業に対します補助金。妊娠、出産時の経済的負担軽減と伴走型相談支援を行うための補助金。

３目衛生費国庫補助金１節は、がん検診、特定感染症検査のほか、産前産後サポート、産後ケア事業等に要する補助金。

４目農林水産業費国庫補助金は、県営土地改良事業の推進、防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る補助金。

５目土木費国庫補助金１節は、橋梁修繕のほか、もみじケ丘幹線４号線ほかに係る補助金。２節は、町営住宅給排水管等の更新工事に係る実施設計に要する補助金。

６目消防費国庫補助金は、耐震改修、防災ハザードマップ更新等に係る補助金であります。

７目教育費国庫補助金１節は、特別支援教育就学奨励費及び小学校の給食費無償化に係る交付金の計上。２節は、中学校費補助金として特別支援教育就学奨励費。３節は、町内小中学校のＧＩＧＡスクール端末更新に係る補助金。

８目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、松坂平１号線の道路改修事業、中学校の給食費無償化に要するものでございます。

22ページをお願いいたします。

15款３項１目総務費委託金から３目土木費委託金は、国からの事務委託に要するものとして計上しております。

16款１項１目総務費県負担金は、移住支援事業に係る負担金です。

２目民生費県負担金の１節から５節の各負担金につきましては、各給付金の県の負担割合による計上になります。

23ページへ進みまして、２項県補助金で１目民生費県補助金１節は、民生委員推薦会の費用及び老人クラブ助成費ほかへの補助金。２節は、地域生活支援事業のほか２つの事業に要する補助金。３節は、乳幼児医療費のほか子供の医療費や子育て支援に関する補助金。

２目衛生費県補助金１節は、健康増進事業などの保健事業に対します補助金。

３目農林水産業費県補助金１節は、農業委員会交付金、中山間地域等直接支払交付金などの農政推進に対します補助金。

24ページへ進みまして、４目消防費県補助金１節及び２節は、住宅建築物耐震改修

事業、危険ブロック塀除去工事などに対する補助金です。

５目教育費県補助金は、子どもの心のケアハウス事業費、教育支援体制整備等に対する補助金。

６目市町村振興総合補助金は、メニュー化されました県補助金でありますが、説明欄記載の11事業に対する補助金を見込んでおります。

７目みやぎ環境交付金は、有害鳥獣被害対策防止事業などに係る交付金です。

３項委託金につきましては、県からの事務委託に伴いまして計上いたしたものでございます。

１目総務費委託金１節は、権限移譲事務交付金など。２節は、県民税取扱費です。３節は、人口動態調査費。４節は、統計調査に要する費用に対します委託金。

２目土木費委託金１節は、西川樵樋管操作管理に対します委託金。

25ページをお願いいたします。

３目教育費委託金１節は、スクールソーシャルワーカー活用事業。次の２節は、文化財保護に要する委託金であります。

17款１項１目財産貸付収入１節は、町有財産の貸付収入。

２目利子及び配当金は、説明欄に記載の基金利子等の計上であります。

２項１目不動産売払収入及び２目物品売払収入は、科目設定の計上であります。

26ページに入りまして、18款寄附金につきましても、１目から３目はそれぞれの費目での科目設定となっております。

４目ふるさと寄附金の１節ふるさと寄附金につきましては、過去の実績から推計し計上しております。２節企業版ふるさと寄附金は、令和８年度も引き続き実施していくものであります。

19款１項１目財産区特別会計繰入金１節から３節まで、３つの財産区からの事務費及び事業費繰入金です。

２項１目財政調整基金繰入金は、財源調整として９億766万3,000円の繰入れ。

次の２目から、27ページ、６目の特定目的基金からの繰入金につきましては、それぞれ令和８年度事業執行のため計上いたすものでございます。

20款繰越金は、前年度同額を措置するもの。

21款１項１目延滞金及び２目加算金は、科目設定であります。

２項１目町預金利子は、歳計及び歳計外現金利子収入を計上しております。

３項１目民生費貸付金元利収入は、東日本大震災に係る災害援護資金の過年度分償還金を計上しております。

２目商工費貸付金元利収入は、町中小企業振興資金の預託金分です。

28ページに入りまして、４項１目農業費受託事業収入は、農地中間管理機構より管理機構業務に対します受託事業収入。

２目教育費受託事業収入は、県スポーツ協会からの自転車競技場管理受託事業収入。

３目衛生費受託事業収入は、宮城県後期高齢者医療広域連合からの検診受託事業収入を計上いたしております。

５項雑入につきましては、２目雑入は比較で8,697万4,000円の増となっております。

表の説明欄ですが、29ページへ進んでいただき、一番上に記載のございます最終処分場周辺地域環境整備事業費について３億1,867万3,000円を見込んでおり、前年度から大きく増額となった要因でございます。

22款１項町債につきましては、先ほど11ページの第３表の地方債で申し上げました内容と同一でございますので、説明は割愛させていただきます。

表の一番下にございます環境性能割交付金につきましては、令和８年３月末をもって環境性能割が廃止となることから廃款といたしております。

歳入は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

暫時休憩します。再開は午前11時からといたします。

午前１０時４９分　　休　憩

午前１１時００分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

それでは引き続きよろしくお願いいたします。

議案書30ページをお願いいたします。

ここからは歳出について説明をさせていただきます。

１款１項１目議会費でございます。

議会費につきましては議会運営に要するもので、議員、職員の人件費及び議会活動に要する経費を計上いたすものでございます。

前年度との比較では191万6,000円の増額となっておりますが、これは議員共済費基礎額の変更や、議会タブレットリース料などの減額に対しまして、議会70年史印刷製本費の増額に対します差異でございます。１節は、議員16名分の報酬。２節は、事務局職員３名分の給与。３節は、議員16名の期末手当のほか職員の扶養手当等でございます。４節は、議員及び職員の共済組合負担金でございます。

以降の各科目の２節から４節までにつきましては、一般職・特別職合わせましてフルタイム会計年度任用職員の人件費関係となりますので、説明を省略させていただきますことをご了承願います。

７節につきましては、議会だより発行に伴います寄稿者への御礼、議員研修会の講師及び議会報告会時の子育てサポーターへの謝礼。８節は、定例会議及び随時会議、各種委員会、研修会等の費用弁償及び各常任委員会の行政視察研修等の旅費。９節は、議長交際費でございまして、前年度と同額を計上いたしております。10節は、コピー料金及び追録代などの事務消耗品。燃料費は議会専用車のガソリン代。食糧費は視察対応及び議会報告会などのお茶代、議会コンサートの出演者用昼食代でございます。印刷製本費は、議会70年史並びに年間４回の発行を予定しています議会だよりの印刷費。修繕料は議会専用車車検時の整備代及び小破修繕でございます。11節は、議会だよりの配付及び事務連絡等の郵送代。議会専用車の任意保険料。12節は、会議録作成業務、議場放送システム定期点検保守業務、議場コンサートの際の楽器輸送業務などの委託料でございます。13節につきましては、議会放送設備システム及びタブレット端末25台分のリース料。県外行政視察の際の移送業務。議員研修会時のバスの借上料。有料道路の通行料。文書共有システム利用料、ＡＩ会議録作成ツール利用料。18節は、全国市議会議長会、基地協議会、町村議会議長会ほか４協議会等への負担金となり、政務活動費につきましては月額１万円の16人分としまして192万円を計上いたしております。26節は、議長専用車の車検時の自動車重量税でございます。

続きまして、２款総務費１項１目一般管理費につきましては、一般管理のほか人事管理、職員構成、公用自動車運行、職員研修、黒川地域行政事務組合、行政区総合教育会議に要する経費等を計上いたしてございます。１節は、特別職給料等審議会委員10名、産業医１名の報酬、育児休業等代替職員分のパートタイム会計年度任用職員報酬となっております。

32ページをお願いいたします。

７節につきましては、区長62人の報償金、顧問弁護士料、職員研修講師謝礼、退任区長に対する記念品等の経費を計上いたしております。８節は、特別職給料等審議会、産業医、総合教育会議員の費用弁償、町長、副町長の出張旅費、職員研修時の旅費、区長会研修の際の随行旅費のほかパートタイム会計年度任用職員の通勤手当を計上いたしております。９節は町長交際費でございますが、前年より10万円減額をいたしての計上となっております。10節は、事務用消耗品、コピー代、新聞購読料、参考図書等の購入代、図書追録代、区長会議お茶代、公用車の燃料代、人事管理帳簿類の印刷代、町長車の整備代等でございます。11節は、職員分のボランティア保険、衛生管理者申請手数料、公用車の損害保険料、区長、交通安全指導隊、公民館分館長等の災害補償保険料、安全運転管理者講習受講等に要する経費を計上いたしております。12節は、職員の人間ドック等の各種健康診断業務、ストレスチェック業務、区長配達業務、県公平委員会事務委託、町主催の職場内職員研修に係る費用のほか、職員採用に当たり町単独で試験を実施する費用を計上いたしております。13節は、タクシー借上料、有料道路通行料、駐車場使用料、官報情報検索サービス利用料等を計上いたしております。18節は、黒川地域行政事務組合の管理運営費のほか、宮城黒川地方町村会、県地方税滞納整理機構、市町村職員研修所への研修費、県市町村自治研修センター、黒川地区安全運転管理者会等の負担金、そして区長会への補助金及び行政区運営事業費補助金890万6,000円を計上いたしております。22節は、権限移譲事務交付金の令和６年度実績による返還金2,000円を計上いたしております。

次に、２目文書広報費でございます。

広報広聴、文書管理、情報公開等のほか、ホームページの運用に要する経費の計上でございます。

34ページをお願いいたします。

１節は、情報公開審査会、個人情報保護審査会の委員それぞれ５名分の報酬でございます。７節は、広報編集委員会の研修講師、広報記事作成の謝礼及び広報モニターに対する謝礼等でございます。８節は、情報公開審査会等開催に伴う委員の費用弁償、広報セミナーに参加する際の旅費。10節は、コピー代のほか一般事務消耗品、町民懇談会開催経費、広報たいわの印刷製本費、例規集の加除、シンボルタワーの電気料金、小破修繕等でございます。11節は、一般郵便物の後納料として1,250万円のほか、ファクシミリ通話通信料金、シンボルタワー建物災害共済掛金等でございます。12節は、シンボルタワー敷地の除草業務、例規集のデータ更新、ホームページ運用、ＬＩＮＥリッチメニュー拡張業務に係ります経費を計上いたしております。13節は、印刷機、

大型プリンター、例規システムの借上料、会議録等の作成に活用いたします文字起こしシステムの利用料、出張時の駐車料金、ホームサービスの利用のほか、テレビ回覧板のシステム利用料等でございます。18節は、日本広報協会の負担金、広報セミナー参加負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

続きまして、３目財政管理費でございます。

７節は、入札監視委員会開催時の委員謝礼。10節で消耗品費は、参考図書の購入費用など。食糧費は会議時のお茶代。印刷製本費は予算書及び決算の際の成果に関する説明書の印刷費用です。12節は、統一的な基準による財務書類作成支援及び公会計システム保守業務料を計上いたしております。

35ページをお願いいたします。

13節は、入札に関する情報収集に要するシステム及び文字起こしシステムの利用料。17節は、公会計システム運用パソコンの更新及びシステムのバージョンアップに伴う費用。18節は、地方財務協会への負担金。24節は、地方自治法第241条の規定によります所管基金への利子の積立てを計上したものでございます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

会計課長丹野俊宏君。

会計管理者兼会計課長　（丹野俊宏君）

続きまして、４目会計管理費でございます。

会計課一般管理費に要する経費を計上しております。

10節需用費は、主に伝票用紙の購入と、印刷製本費は決算書封筒などの印刷費です。11節は、振込手数料、割賦総括手数料、両替手数料等の手数料となっております。12節は、窓口で収納した公金の警備輸送業務です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

続きまして、５目財産管理費でございます。

こちらは、説明欄に記載のある施設や公用車等に関する維持管理費用を計上いたしております。

７節は、吉田コミセンに隣接する公園等の除草・清掃及び鶴巣防災センターの夜間巡視員への報償金です。10節消耗品費は、公用車並びに庁舎及び各施設管理の消耗品購入に要する費用。燃料費は共用自動車、施設暖房等に要する燃料代。光熱水費は庁舎等の電気料並びに上下水道料の計上。修繕料は庁舎等の小破修繕や共用自動車の整備費用などを計上いたしております。11節通信運搬費は、各施設の電話料。手数料は町有地払下等の際の不動産鑑定料、小型除雪機点検整備手数料などです。火災保険料は各施設の共済掛金。自動車損害保険料につきましては、共用自動車の自動車保険及び自賠責保険。

36ページに入りまして、保険料は、各施設の施設賠償責任保険料です。12節は、庁舎の警備、清掃やマイクロバス運行業務のほか、各コミセンの窓口業務、設備保守点検業務等であります。13節は、土地借上料としまして、吉岡コミュニティーセンターの通路敷地等の借上げについて計上いたしております。機械借上料は、ＡＥＤや庁舎ＬＥＤ照明の借上料のほか、役場庁舎電話設備機器のリース代を。車借上料は公用自動車のリース代を。テレビ聴取料は各施設のＮＨＫ受信料。駐車場使用料は出張時の駐車料金を。施設使用料は、鶴巣防災センターのテレビ共同受信費用を計上いたしております。14節は、吉岡コミュニティーセンター、吉田コミュニティーセンターのトイレ改修に係る工事費、南部コミュニティーセンターの自動ドア装置起動ユニット更新に要する費用を計上いたしております。17節庁用器具費は、職員の机、椅子など更新対応の備品等を計上し、18節負担金は、防火管理者講習会受講料及び黒川地区防火管理者協議会への負担金です。補助金は、赤線青線を各地区の方々が修繕する際に、１地区当たり50万円を上限に側溝などの資材費を提供するものであります。24節は、基金利子です。26節は、既存の公用車の車検に係る自動車重量税であります。27節は、土地開発基金への繰出金で、利子分を繰り出すものでございます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長　（遠藤秀一君）

続きまして、６目企画費でございます。

前年比3,973万2,000円の増でございますが、こちらはふるさと寄附事業費の前年比が4,080万4,000円の増加となるものが主な理由でございます。

企画費につきましては企画調整全般に係るもののほか、吉岡中心市街地であります吉岡中町地区の広場設計、テレビ難視聴地区の共同受信施設等、防衛施設周辺整備対策、町民バス・デマンドタクシーの運行事業、総合計画及び国土利用計画の策定経費、移住定住促進事業、ふるさと寄附事業、地域おこし協力隊のほか一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティー助成事業等に要します費用でございます。

１節は、総合計画審議会開催の際の委員報酬でございます。

37ページをお願いいたします。

７節は、指定管理者選考に係る外部委員、地域公共交通会議委員、令和８年度ふるさと寄附金に対します返礼品といたしまして2,800万円。委嘱型地域おこし協力隊への報償金、２年目の方１名と新規１名、半年分の費用を見込むものでございます。８節は、総合計画審議会委員の費用弁償のほか、まちづくり政策等に係ります先進地視察及び宮城移住フェア参加旅費に要します費用でございます。10節の消耗品費は、事務用品費のほか町民バス２台分の夏・冬用タイヤ代。燃料費は公用車ガソリン代。食糧費は各種ワークショップ、会議等のお茶代。印刷製本費は、第五次総合計画及び国土利用計画の印刷代。町民バス・デマンドタクシー時刻表パンフレット等印刷。光熱水費は共同アンテナ受信施設の電気料。修繕料は町民バス、共同受信施設等に要する費用でございます。11節の通信運搬費は、各種会議の郵送料。ふるさと寄附オンラインワンストップ導入費用及び返礼品配送料。広告料はふるさと寄附ポータルサイト広告費用。手数料はふるさと寄附のクレジットカード決済費用等や、町民バス車検時の申請手数料。火災保険料はテレビ共同受信施設に係りますもの。自動車損害保険料は町民バスに要するものでございます。12節は、光ファイバー網の保守点検及びＮＴＴ移管業務委託。吉岡中町広場等詳細設計、七ツ森湖周辺地域整備構想策定業務、町民バス・デマンドタクシーの運行業務、ふるさと寄附委託に要します費用でございます。13節車借上料は、先進地視察の際のレンタカー代。町民バス運行時の緊急対応費用と

いたしまして。有料道路通行料は高速道路利用料。駐車場使用料は駐車場使用料。電柱使用料は光ファイバー網の電柱共架料。システム利用料はデマンドタクシー運行費用で、本年度からインターネット予約の導入を行う予定としております。施設使用料は、光ファイバー網の地下経路等共同収容施設使用に要します費用でございます。14節は、テレビ共同受信施設の共架料の電柱の移転等に要します費用でございます。17節は、町民バス車両購入で10人乗りワゴン車を購入するもので、昼便の閑散の時間帯に使用する目的として購入するものでございます。18節は負担金といたしまして、仙台都市圏広域行政推進協議会をはじめ12団体への負担金でございます。

38ページをお願いいたします。

補助金につきましては、まちづくり活動推進会、ふるさと産品開発協議会、高等学校通学費助成事業のほか、一般社団法人自治コミュニティーセンターの宝くじ社会貢献広報事業であります一般コミュニティー助成といたしまして２行政区への補助。次に、子育て世帯等移住定住応援事業の補助及び宮城県移住支援事業。空き家等利活用事業といたしまして、空き家バンクに登録した空き家等の家財片づけ等の補助。子育て支援住宅入居時の奨励金、子育て支援住宅の応援奨励金のほか、令和７年度から町内在住の40歳未満の勤労者を対象とした奨学金返済事業で、新規が30名、２年目が58名、計88名分の補助。地域おこし協力隊活動を支援するための活動補助でございます。24節は、ふるさと寄附収入１億4,000万円から寄附に係る費用を差引きました5,589万4,000円をふるさと応援基金積立金に。防衛施設周辺調整交付金基金積立金につきましては、基金への過日分を積立てを行うものでございます。26節につきましては、町民バス３台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

続きまして、７目電子計算費でございます。

電子計算費につきましては、電算機器及び各種システムの管理運営に要する経費を計上いたしております。令和７年度で自治体情報システム標準化・共通化への対応するための業務等が一部終了したため、7,862万円の減となっております。

８節は、地方自治情報化推進フェア参加旅費。10節は、電算関係の用紙類、プリン

タートナー、データカートリッジ等の消耗品に要する費用等。11節は、インターネット接続回線使用料、ホームページ回線使用料、本町と出先機関との回線使用料のほか、住民基本台帳や税情報などを管理する基幹システムクラウド化による回線利用料、テレワーク用ポケットＷｉ－Ｆｉ通信料等でございます。12節は、財務会計システムの電子決裁、ＬＱＲ公金収納対応業務のほか、施設・備品管理では、電算処理運営に伴うハードウェアの統合保守、各種電算システム運用に伴うソフトウエアの保守、ガバメントクラウドネットワーク管理アカウント運用保守等に要する費用でございます。13節は、財務会計・人事給与システムなどの内部情報処理と、住民基本台帳システムなどの基幹系システムと、そのクラウド化等に係ります機器類の借上料及び利用料。17節は、確定申告用プリンター購入等に要する費用。18節は、電子申請システム共同利用負担金、市町村電子申請システム自治体情報セキュリティークラウドの共同利用に係る負担金。

続きまして、39ページでございます。

地域活性化起業人制度事業を活用した民間からの人材派遣に係ります負担金。特定個人情報提供の求めに係る電子計算機設置事務委任費を計上いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

続きまして、８目出張所費でございます。

杜の丘出張所費の運営管理経費でございます。

８節は、職員旅費。10節は、コピー代、事務用品代等でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

総務課長兼危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

次に、９目交通対策費につきましては、交通安全対策事業に要する経費でございます。

７節は、交通安全指導員26名分の報償金。８節は、交通安全指導員の出動手当を実績見合いで延べ550回分のほか、移動研修費用を計上いたしております。10節は、春と秋の交通安全運動の啓発用品、リーフレット、交通安全指導員の装備品、新入生用黄色い帽子購入、交通安全啓発用看板購入等に要する経費及び交通安全広報車２台分の燃料代。11節は、交通安全指導員に係る交通災害保険料及び交通安全広報車の保険料。18節は、町交通安全推進協議会及び黒川地区交通安全推進連絡協議会への負担金、黒川地区交通安全協会町内７支部への活動助成金でございます。

次に、10目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております防災行政無線機器の管理運営に要する経費でございます。10節は、防災行政無線子局及び再送信局の電気料及び無線機等の修理代ほかでございます。11節は、防災無線聞き逃しサービスの回線使用料。防災無線子局等の火災保険料。12節は、防災行政無線放送設備同報系及び移動系の年間保守点検委託料。13節は、長者舘山再送信局管理用通路の土地借上料。18節は、電波利用料でございます。

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。

男女共同参画推進プランに基づく事業推進の経費でございます。

１節及び８節は、男女共同参画推進審議委員10名分の報酬、費用弁償。７節は、男女共同参画研修会の講師謝礼。10節は、事務用消耗品、お茶代等でございます。12節は、第６次たいわ男女共同参画推進プラン改定のための冊子デザイン業務委託でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費につきましては、消費生活相談員を配置し、相談窓口の開設及び消費生活講座など、啓発に要する経費でございます。１節及び８節は、消費生活相談員１人分の報酬、通勤手当、専門研修の際の費用弁償でございます。７節は、消費生活講座の際の講師謝礼。10節は、啓発用品の購入費用でございます。

続きまして、13目諸費のうち、総務課並びに危機対策室所管分の予算についてご説明をさせていただきます。

初めに、総務課所管といたしましては、人権相談・行政相談等の一般管理、町功労者の表彰等と結婚支援事業に要する経費869万2,000円でございます。

40ページをお願いいたします。

１節及び８節のうち４万7,000円は、表彰審査委員会開催時の表彰審査委員会委員６人分の報酬及び費用弁償でございます。７節は、結婚支援者養成セミナーの講師謝礼、婚活イベントを通じて成婚されたカップルに対するプレゼント、仲人による成婚報酬、人権作文コンクール参加賞、町政功労者感謝の言葉の受賞者に対します記念品

代などでございます。10節1,389万3,000円のうち総務課所管分は47万9,000円で、人権啓発用品・社明運動啓発用品や、表彰式、婚活イベントでの消耗品、表彰式次第、人権社明運動周知用パンフレット等の印刷代でございます。11節300万4,000円のうち292万9,000円が総務課所管分で、表彰式の案内、婚活イベント開催案内のはがき代、全国町村総合賠償補償責任保険料でございます。12節473万9,000円のうち366万1,000円が総務課所管分で、無料法律相談業務と婚活イベント企画運営業務の委託費でございます。13節は、80万6,000円のうち9,000円が総務課分で、婚活イベントに係る打合せ時などの駐車場使用料でございます。18節のうち総務課所管分は、県山岳遭難防止対策協議会大和支部から黒川地区更生保護協会まで。そして、後継者対策推進協議会及びみやぎ青年婚活サポートセンターまでの７団体への負担金60万3,000円でございます。

総務課所管分は以上でございます。

次に、危機対策室所管分の予算についてご説明いたします。

危機対策室分は、防犯対策に要する経費であります。

10節は、防犯啓発用品。町内に設置しております防犯カメラの電気料金でございます。12節は、防犯カメラ保守点検業務の委託費でございます。14節は、町内の通学路等に計画いたします防犯カメラ３基の設置工事費でございます。18節は、町防犯協会への補助金、特殊詐欺対策電話機等購入補助金のほか、新たに防犯対策用品購入助成といたしまして、防犯カメラ、センサーライト等の購入金額の２分の１、上限5,000円の補助金を交付することで予算計上をいたしております。19節は、犯罪被害者等支援事業費といたしまして、遺族支援金、傷害支援金、死体検案費用支援金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

次に、財政課所管分をご説明申し上げます。

財政課分は、財産区地域振興費、コミュニティー施設費です。

41ページの13節をご覧ください。説明欄の一番上に土地借上料がございます。こちらは宮床地区駐車場用地の借上料でございます。次に、18節でございます。41ページ

から42ページの説明欄に補助金がございまして、七ツ森観光協会から落合児童館すみれ母親クラブまでが、３つの財産区からの繰入れを受けまして、地域振興に資する補助金として交付するものでございます。その下にございます宮床地区集会施設修繕等事業費につきましては、宮床財産区から繰入れを受けて、難波地区ほか２地区で行います集会施設等修繕への補助金。落合地区集会施設修繕等事業費につきましては、落合財産区から繰入れを受けて、桧和田下地区で行います集会施設等修繕への補助金でございます。その次の行、区集会施設建設事業費につきましては、各地区の集会施設改修等への補助でございまして、令和８年度は下町地区への修繕等に対します補助金の計上でございます。

財政課は以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

次に、町民生活課所管分でございます。

自衛官募集事務費及び空き家等対策事業費でございます。

40ページをお願いいたします。

１節は、空家対策協議会委員の報酬でございます。

41ページをお願いいたします。

８節は、空家対策協議会委員費用弁償。10節は、事務用品等の消耗品代、会議時お茶代。11節は、郵便料でございます。13節は、空家等対策管理システム利用料でございます。18節は、自衛隊家族会への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

同じく諸費のうち、防犯対策費に係ります都市建設課所管分の防犯灯の維持管理及び設置に係ります費用でございます。

10節のうち光熱水費は、防犯灯数2,706灯分の電気料。修繕料は防犯灯の修繕に要

します費用のほか、令和４年度から５か年計画で実施しております既設灯具からＬＥＤ灯具に交換する費用でございまして、令和８年度が最終年度となる予定でございます。14節は、新たに既設電柱へ添架します防犯灯12基、また、電柱がない場合に設置します独立柱防犯灯９基に係ります費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

税務課長青木　朋君。

税務課長　（青木　朋君）

続きまして、２項徴税費１目税務総務費につきましては、税務事務の管理費及び諸証明交付事務等に要する費用を計上しております。

１節及び８節は、固定資産評価審査委員会の委員３名分の報酬及び費用弁償でございます。

43ページをお願いいたします。

10節消耗品費は、固定資産評価審査委員研修時の資料代、税務事務に必要となります消耗品、参考図書コピー料等でございます。食糧費は、固定資産評価審査委員会におけるお茶代。印刷製本費は、税務証明書用紙の印刷費用。11節は、コンビニでの税証明書交付の際に要する取扱い手数料。18節の負担金は、仙台北税務署管内地区税務協議会ほか２団体への負担金として。補助金は、大和町納税貯蓄組合連合会及び宮城たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

次に、２目賦課徴収費でございます。

７節賞賜金は、納税推進ポスター応募児童生徒への記念品、納税貯蓄組合長感謝状記念品。報償金は、納税貯蓄組合66組合に対する完納報奨金。10節消耗品費は、賦課徴収に係る事務消耗品と、燃料費は公用車のガソリン代。印刷製本費は、徴収事務に係る催告書発送用封筒など各種印刷。修繕料は、公用車の定期点検に要するものでございます。11節通信運搬費は、固定資産現地調査用タブレット通信料及び還付通知はがき代。手数料は、口座振替、コンビニ等での納付に係る取扱い手数料、滞納者の財産調査となる預貯金照会手数料、軽自動車の付加資料情報提供手数料、土地家屋の登記事項証明書の発行手数料。自動車損害保険料は、公用車の任意保険料でございます。

44ページをお願いいたします。

12節は、賦課事務に要する業務委託で、納税通知書等印刷及び発送業務、それから

自治体中間サーバーを介しまして、二重扶養控除の発生を防ぐため情報連携ができる仕組みが導入されることに伴うシステム改修業務、ｅＬＴＡＸを経由して電子的に納税通知書の副本を送付する仕組みが導入されることに伴うシステム改修業務、ｅＬＴＡＸが最新版に更改されることに伴う各システムの改修業務等、それから令和９年度評価替えに向けた固定資産評価支援業務、土地下落修正不動産鑑定業務、家屋評価システムの保守業務に要する費用でございます。13節機械借上料は、確定申告支援システム、固定資産管理システム、家屋評価システムの借上料。優良道路通行料は、賦課徴収業務における高速道路通行料。駐車場使用料は、出張時の公用車駐車場代。システム利用料は、電子申告や国税連携等のＡＳＰサービス利用料等でございます。18節は、地方税共同機構へのシステム事業費負担金及び共通納税に係る収納手数料負担金。22節は、町税過年度分の課税更正等により生じた還付金及び還付加算金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

続きまして、３項１目戸籍住民基本台帳費でございます。

窓口の各種手続、証明書発行、コンビニ交付、マイナンバーカード交付事務等に要する経費でございます。

１節は、パートタイム会計年度任用職員に係る報酬でございます。

45ページをお願いいたします。

８節は、コンビニ交付システム確認試験に係る職員旅費及びパートタイム会計年度任用職員に係る通勤手当。10節は、参考図書代、コピー代、事務用品等の消耗品費、各種証明書、申請書等の印刷代等でございます。11節は、マイナンバーカード交付通知、カード交付に係る郵送料、コンビニ交付手数料、基幹システム標準化に伴う自治体基盤クラウドシステム、コンビニ交付証明発行機の利用料等でございます。12節は、戸籍証明書コンビニ交付システム保守料、戸籍総合システム等保守運用業務のほか、新たに戸籍証明書コンビニシステム更改業務、作業の効率化を目的としたマイナンバーカード管理システム導入業務等でございます。13節は、戸籍総合システム、マイナンバーカードプリンター借上料等でございます。18節は、コンビニ交付に係る運営負担金等でございます。22節は、外国人登録事務に係る委託費精算返還金として科目設

定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

次に、４項１目選挙管理委員会費でございます。

１節及び８節につきましては、選挙管理委員４人分の報酬及び費用弁償。10節は、参考図書事務等消耗品購入代、選挙管理委員会用封筒印刷代。12節は、投票管理システム保守業務の委託料でございます。

続きまして、２目選挙啓発費でございます。

７節は、明るい選挙啓発ポスターコンクールの記念品代。

46ページに入りまして、８節は、明るい選挙推進大会等に参加する際の費用弁償。13節は、研修会参加の際の駐車場使用料でございます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長　（遠藤秀一君）

続きまして、５項１目統計調査費でございます。

指定統計調査につきましては、令和８年６月１日を調査基準日として行われます令和８年度経済センサス等に要します費用を計上するものでございます。

１節は、経済センサスに係ります指導員及び調査員12名分の報酬でございます。３節は、経済センサスに係る職員の時間外手当。８節は、指導員・調査員の費用弁償及び同研修会の際の職員旅費でございます。10節は、経済センサス等の事務消耗品費、会議等でのお茶代でございます。11節は、事務連絡用調査時の電話・郵送料でございます。18節は、県統計協会への負担金。補助金は、町統計調査員協議会への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

続きまして、６項１目監査委員費でございます。

監査委員費につきましては、監査委員２名、職員１名の人件費及び毎月実施いたします例月出納検査、年３回の随時監査、年１回の定期監査、そして１か月に及びます決算審査、財政援助団体等への監査を予定しており、それらの監査等に要する経費を計上いたしております。

１節及び８節は、監査委員２名分の報酬、各種監査及び研修等に要します費用弁償などの旅費。

47ページに入りまして、10節は、参考図書の購入代、コピー料金、研修テキスト代などの事務用消耗品、監査及び審査時のお茶代。13節は、監査及び研修会時における駐車場使用料。18節は、県及び宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金、全国町村監査委員研修会の参加負担金でございます。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

福祉課長早坂　基君。

福祉課長　（早坂　基君）

続きまして、３款民生費でございます。

１項１目社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会及びボランティアセンターへの運営補助、日赤宮城県支部事業及び民生委員児童委員協議会への助成、生活保護の事務費、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出し等の経費でございます。

１節は、民生委員推薦会委員６名分の報酬でございます。７節は、地域福祉計画推進協議会委員12名分及び地域福祉推進事業研修会の講師謝礼等に要します費用でございます。

48ページをお願いいたします。

８節は、民生委員推薦会委員への費用弁償及び地域福祉推進事業研修会の講師への旅費でございます。10節は、事務用品に係る消耗品のほか、公用車はくあい号の燃料費、各種会議開催時のお茶代、避難行動要支援者名簿、個別避難計画事務に係ります

返信用封筒の印刷代、公用車はくあい号の車検整備代等に要します費用でございます。11節は、電話料及び避難行動要支援者名簿、個別避難計画、本人承諾通知に係ります通信運搬費、行旅死亡人に係ります官報掲載料の広告料、死体検案書の料金及び公用車の車検登録に係ります手数料と自賠責保険料、自動車損害保険料でございます。12節は、行旅死亡人に係る火葬・埋葬業務に係る委託料。13節は、災害援護資金の県外徴収に係ります高速道路代。18節は、大和町社会福祉協議会ボランティアセンター、民生委員協議会への補助金でございます。19節は、火災見舞金及び浮浪者への一時扶助に要します費用でございます。24節は、長寿社会対策基金の積立金利子でございます。26節は、公用車はくあい号の自動車重量税でございます。27節につきましては町民生活課所管となりますが、国民健康保険事業勘定特別会計への法定ルール内での繰出金でございます。

続きまして、２目老人福祉費につきましては、活き生きサロン事業などの地域福祉活性化事業やシルバー人材センターへの支援、おむつの助成などの在宅老人対策事業としての高齢者生活支援、老人クラブへの支援、敬老事業、老人保護措置事業、高齢者外出支援事業、保健事業と介護予防事業を一体的に実施する事業などに要する費用でございます。

７節は、高齢者の保健及び介護予防の一体的事業に係ります訪問対応に要する管理栄養士等の謝礼等に要します費用でございます。10節は、事務用品等のほか敬老会説明会会議時のお茶代、介護用品助成券、敬老事業用窓空き封筒、高齢者タクシー助成券等の印刷製本に要します費用でございます。

49ページをお願いいたします。

11節は、介護用品購入助成券、敬老祝い金支給通知、高齢者タクシー券、一体的事業などの郵送料、敬老祝い金振込手数料、ｉｃｓｃａ乗車証発行手数料でございます。12節は、高齢者生活支援事業といたしまして、寝具洗濯乾燥消毒サービス及び軽度生活援助事業、高齢者の保健及び介護予防の一体的事業に係りますフレイル検診及びフォロー講座に要します委託費用でございます。18節は、負担金といたしまして、宮城県シルバー人材センター連合会賛助会費、黒川地域行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会の運営負担金、仙台市交通局へのｉｃｓｃａ利用負担金でございます。補助金といたしましては、となりぐみ活き生きサロン、敬老事業を行う行政区に対しましての地域福祉活性化事業、大和町シルバー人材センターの活動支援補助及び社会福祉法人が運営いたします特別養護老人ホームへ入所者等への利用者負担軽減措置といたしましての介護保険低所得者利用者負担軽減対策事業費、各地域の老人クラブ34団

体及び町老人クラブ連合会への補助金でございます。19節は、令和７年度から見直しました75歳、77歳、80歳、88歳、99歳の敬老者の方への敬老祝い金の節目支給及び100歳を迎えられます12名の方への特別敬老祝い金、要介護認定３以上の対象者へのおむつ等の介護用品購入費の助成、養護老人ホーム入所者に係ります老人保護措置費に要する費用、高齢者タクシー利用助成及びｉｃｓｃａ利用助成費でございます。27節は、介護保険事業勘定特別会計への必要経費を繰出すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

続きまして、３目国民年金費でございます。

国からの委託事務であります国民年金事務に要する経費でございます。

10節は、関係法令追録代、コピー代、事務用品代等の消耗品費。11節は、事務連絡等の郵便料金等。12節は、国民年金システム改修業務でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

福祉課長早坂　基君。

福祉課長　（早坂　基君）

続きまして、４目障害福祉費でございます。

50ページをお願いいたします。

主な業務といたしましては、障害者福祉計画推進協議会の運営、障害者総合支援法に基づきます身体・知的・精神の３障害者及び障害児への自立支援給付、地域生活支援事業、地域活動支援センター、工房ななつもり、福祉タクシー助成事業、心身障害者医療費助成、特別児童扶養手当などに要する経費でございます。

１節は、来庁した障害者への窓口手続に対します相談業務対応の精神保健福祉士の会計年度任用職員の報酬でございます。３節は、特別児童扶養手当事務に要します枠外の職員の時間外勤務手当でございます。７節は、身体及び知的障害者相談員２名、

障害者福祉計画推進協議会委員12名、障害者支援区分認定調査員への報償金でございます。８節は、認定調査員の費用弁償でございます。10節は、コピー料金、参考図書、福祉教育教材などの事務用品消耗品のほか、協議会の際のお茶代、障害福祉サービスガイドブック、福祉タクシー利用券、特別児童扶養手当通知用の封筒等の印刷製本に要します費用でございます。11節は、障害福祉関連各種受給者証、福祉タクシー利用助成券、特別児童扶養手当証、所得状況届の案内、成年後見業務関連各種通知等の郵送料のほか、心身障害者医療費助成に係る振込手数料、障害支援区分に係ります医師意見書の作成手数料、宮城県国保連合会への審査支払手数料、成年後見制度利用支援事業といたしましての申立て手数料、医師の診断書、鑑定費用等に要します費用でございます。12節は、令和８年度新規事業といたしまして、平成９年度から施行される障害福祉計画、障害児福祉計画の策定業務及び障害者相談支援事業、意思疎通支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、黒川４市町村で業務委託をいたします緊急時支援体制の整備事業、「ひだまりの丘」内で活動を行っている地域活動支援センター「工房ななつもり」の運営業務、心身障害者医療費の受給者証、支給決定通知等の封緘業務等に係ります委託料でございます。13節は、認定調査時に要します有料道路通行料、駐車場使用料、障害福祉システム標準化に伴いますシステム利用料でございます。

51ページをお願いいたします。

18節は、負担金といたしまして黒川地域行政事務組合の障害支援区分認定審査会の運営負担金。補助金といたしましては「手をつなぐ育成会」への運営補助、障害者自動車運転免許取得費及び自動車改造費に対します補助金。自発的活動支援事業として２団体への助成でございます。19節は、住宅酸素療法者・酸素濃度濃縮器利用に対します使用電気料と、難聴児補聴器の助成、それから心身障害者の医療費助成、入通院におけます自立支援医療更生医療の給付、義足及び車椅子、補聴器などの補装具費の給付、住宅及び療養介護、グループホーム施設入所支援などの障害福祉サービス、障害児の発達支援及び放課後デイサービスなどの障害児通所サービス、育成医療の給付などに要します費用でございます。

続きまして、５目ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターの管理運営及び修繕に要する費用でございます。

10節は、センターの維持管理に要する除草剤、照明灯などの消耗品、冷暖房機器の重油などの燃料費。ひだまりの丘使用申請の印刷製本費。電気、上下水道料金の光熱水費。設備機械の小破修繕に要する費用でございます。11節は、総合案内等の電話料、

受水槽に関わります水質検査等手数料、食堂のグリストラップ清掃作業の手数料、施設の火災保険料でございます。12節は、福祉公園の除草、除草剤散布作業、駐車場の冬季除雪、センターの総合案内、清掃、施設設備等保守点検に係ります施設維持管理業務等に係ります委託料に要する経費でございます。

52ページをお願いいたします。

13節は、業務用食器洗浄機の借上料、ＡＥＤ機器リース及びテレビ受信料でございます。14節は、スプリンクラー等の消防設備に使用します呼水槽の工事。17節は、食堂のガスレンジ及びフライヤーの更新。18節は、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

続きまして、６目後期高齢者福祉総務費でございます。

後期高齢者医療制度に要する経費でございます。

18節は、県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費及び療養給付費負担金でございます。27節は、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

暫時休憩します。再開は午後１時からといたします。

午前１１時５９分　　休　憩

午後　１時００分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長　（小野政則君）

午後も引き続きよろしくお願いいたします。

予算に関する説明書52ページをお願いいたします。

３款２項１目児童福祉総務費でございます。

児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費、児童扶養手当事務、あんしん子育て医療費助成事業、児童遊園等管理、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども・子育て支援対策費、児童支援センターに要する費用でございます。

まず、１節は、子ども・子育て会議委員に対します報酬でございます。

53ページをお願いいたします。

７節は、ことばの教室講師謝金、虐待防止対策地域連絡協議会委員謝礼、虐待防止研修会講師謝金でございます。８節は、子ども・子育て会議委員の費用弁償と、虐待防止対策地域連絡協議会委員の特別旅費でございます。10節につきましては、プリンターのトナー代、図書購入代、コピー代等の消耗品費、公用車の燃料代、会議用のお茶代、医療費等通知用の封筒の印刷製本、さらには５か所の児童遊園等の管理に要します光熱費、小破修繕費でございます。11節は郵便料等の通信運搬費、手数料は口座振替手数料、児童遊園の水道開栓手数料。公用車の自動車損害保険料、児童支援センターの施設賠償保険料でございます。12節は、あんしん子育て医療給付及び未熟児養育医療給付の審査支払い及び年次更新事務、児童遊園の遊具点検業務及び除草、樹木伐採作業業務、子育て支援短期事業、児童支援センター運営業務に要する費用でございます。13節は、児童福祉担当者の研修会や、会議の際の有料道路通行料及び駐車場の使用料でございます。19節は、あんしん子育て医療費及び未熟児養育医療費として助成をいたすものであります。26節は、公用車車検に係る自動車重量税でございます。

54ページをお願いいたします。

次に、２目児童措置費について。

児童手当支給事業費、第３子以降育児支援事業及び妊婦のための支援給付交付金事業に要する費用でございます。

10節は、コピー代、事務用品代等の消耗品、児童手当封筒等の印刷製本費で、11節は、児童手当認定等の通知書送付に係る郵便料金と口座振替手数料でございます。19節は、児童手当の支給、第３子に係る出産、小学校入学、中学校入学に係る祝い金及びたいわ妊婦支援給付でございます。

なお、たいわ妊婦支援給付につきましては、令和８年度から財源の見直しをし、町

独自の加算分については廃止をし、国基準の支給額とするものであります。これにつきましては、母子手帳交付時に10万円を交付していたものを５万円にし、胎児の数確定時にも10万円から５万円に給付するものであります。

続きまして、３目母子福祉費につきまして。

主に母子・父子家庭医療費助成に要する費用でございます。

10節は、コピー代、事務用品購入代等の消耗品費。11節は、受給資格証等の送付の郵便料、口座振込の手数料でございます。12節は、母子・父子医療に係る年次更新事務を委託するものになります。18節は、母子福祉会への補助金でございます。19節は、母子・父子家庭への医療費助成でございます。

続きまして、４目保育所費についてであります。

保育所の管理費と私立保育園運営費、もみじケ丘保育所費、子育てのための施設等利用給付費、病後児保育事業に要する費用でございます。

まず、１節は、委託費の小児科医師及び歯科医師への報酬と、もみじケ丘保育所保育士、用務員に係るパートタイム会計年度任用職員に係る報酬でございます。

55ページをお願いいたします。

７節につきましては、保育所入所選考会への選考委員への報償金と職員研修時の講師謝金、もみじケ丘保育所への入所、修了、卒園の児童に対する記念品、運動会の賞品に要する費用でございます。８節は、職員研修時の講師の費用弁償と、保育士の研修旅費と、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は、もみじケ丘保育所に係る消耗品費、灯油・プロパンガスの燃料費、来客用のお茶代、文集の印刷製本、電気料等の光熱水費、小破修繕料、給食の賄い材料と、病後児保育施設に係る消耗品、プロパンガスの燃料費、電気、上下水道、小破修繕費でございます。

56ページをお願いいたします。

11節につきましては、もみじケ丘保育所に係る電話料、郵便料の通信運搬費、コンビニ収納の手数料及び保育所施設管理等の手数料。建物火災保険料及び病後児保育施設の電話料、建物火災保険、施設賠償責任保険でございます。12節は、私立保育園等への運営委託、もみじケ丘保育所に関する給食調理業務、清掃業務、除草業務、消防施設点検、警備業務等に要する費用と、病児保育への委託料、病後児保育施設に係る運営委託、施設管理に要する費用でございます。13節は、ＩＣＴ保育業務システムリース、もみじケ丘保育所のＡＥＤ及び調理用器具のリース料、遠足時のバス借上料、職員研修及び遠足時の高速道路通行料、有料駐車場使用料、遠足時の施設入場料、清掃用具の借上料でございます。17節は、もみじケ丘保育所調理器具等の更新、幼児用

遊具の購入に要する費用でございます。18節は、認定こども園、小規模保育、事業所内保育園への運営費負担、幼児教育・保育の無償化の給付負担金及び日本保育園保健協議会、黒川地区防火管理者協議会等への各種協議会、職員研修に係る負担金及び幼稚園等への幼児教育・保育の無償化に係る負担金でございます。補助金については、企業主導型保育施設を利用している多子世帯についての保育料の一部補助を行うもの。待機児童が認可外保育施設を利用した場合、利用料の一部補助を保護者に対して行うもの。また、一時預かり、延長保育及び地域子育て支援拠点事業の特別保育事業、障害児保育事業、認定こども園の特別支援事業、幼稚園型一時預かり利用、副食費の給付事業などに係る運営費の一部を私立保育園、認定こども園に補助を行うものでございます。

57ページをお願いいたします。

５目児童館費でございます。

児童館費については、７つの児童館の管理運営に要する費用と、放課後児童クラブの運営に要する費用でございます。

１節は、７児童館の児童館運営協議会委員と、パートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。

58ページをお願いいたします。

７節は、各児童館行事及び研修時の講師謝金と、児童館運営事業者選考委員への謝金でございます。８節は、児童館運営協議会委員への費用弁償、職員研修時の旅費、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は、児童クラブ教材、コピー代等の消耗品費、児童館施設管理に要する燃料費、来客用お茶代、光熱水費、各児童館の小破修繕料でございます。11節は、電話料・切手代等の通信運搬費、検便、口座振替に係る手数料、施設の火災保険、施設賠償責任保険料でございます。12節は、業務委託としまして吉岡放課後児童クラブ及び吉岡児童館、宮床児童館、もみじケ丘児童館、杜の丘児童館の運営委託と、除草、樹木剪定業務委託、システム保守点検委託、各児童館の消防施設やエアコンの点検清掃業務、宮床児童館ほか２館の警備業務委託に要する費用でございます。13節は、機械借上料として各児童館のＡＥＤや印刷機、学童管理システムなどのリース料、児童館職員の研修の際の高速道路通行料や有料の駐車場使用料でございます。18節につきましては、宮城県児童館連絡協議会研修会受講料、黒川地区防火管理協議会への負担金。補助金は、各児童館の母親クラブへの補助金及び放課後児童健全育成事業の補助金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

福祉課長早坂　基君。

福祉課長　（早坂　基君）

次に、３款民生費の災害救助費につきましては、令和４年３月16日に発生いたしました福島県沖地震に係ります被災者住宅再建支援事業補助金を、昨年まで対象者１名分の予算を計上しておりましたが、令和７年４月15日をもちまして申請期限を迎えましたので、令和８年度予算では廃項とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

健康推進課長大友　徹君。

健康推進課長　（大友　徹君）

続きまして、４款衛生費１項１目保健衛生総務費でございます。

保健衛生総務費の主なものといたしましては、黒川地域行政事務組合の火葬場費、病院事業に係る負担金、母子保健、乳幼児の各健診、出産祝い品贈呈、妊娠期における相談支援を行う利用者支援事業、不妊検査費・不妊治療費の助成、精神保健、栄養改善、献血事業、骨髄バンクドナー助成のほか、新規事業となります若年がん患者の在宅療養に対する助成事業、自死予防対策、下水道事業会計浄化槽事業費の繰出金に関する費用でございます。

前年度と比較しまして、2,405万5,000円の増額となりますが、主な内訳といたしましては、黒川行政事務組合病院事業に係る負担金が1,890万円の増額。来年度から新たに実施します生後１か月児を対象とした健康診査の委託費120万円などの費用でございます。

それでは、主なものをご説明いたします。

１節は、健康づくり推進協議会、自死予防対策連絡協議会の委員報酬及び乳幼児の各健康診査、育児相談、訪問指導、健康づくり事業などに従事いたします保健師、看護師、歯科衛生士などの会計年度任用職員の報酬でございます。

説明書60ページをお願いいたします。ページの中程になります。

７節は、新生児訪問、巡回相談支援に従事します保健師、助産師、公認心理師など

に対する謝礼及びマタニティセミナー、子育てセミナーの講師、離乳食セミナーでお手伝いいただきます子育てサポーター、ひきこもり場所支援事業、心の健康づくり講演会、メンタルヘルス相談事業などの講師に対します謝礼でございます。

また、現在、乳幼児の年齢に応じて４つの乳幼児健診を集団でそれぞれ年間12回実施しておりますが、本町の出生数が減少傾向にあることを踏まえ、それぞれの実施回数を年８回に見直すとともに、健診に従事していただいております小児科の医師、歯科医師に対する謝礼につきましては、実施回数の見直しに伴い健診１回当たりの診察人数が増えることを踏まえまして、近隣市町村と歩調を合わせ、健診１回当たりの謝礼を２万3,000円から２万6,000円に増額するものでございます。

さらには、栄養改善事業では栄養バランスや減塩など健康面に配慮したメニューを提供する飲食店を町が認証し、健康ポイント事業と連動させながら広く町民にＰＲする食環境整備事業を新たに実施するため、メニューの認証を審査する方に対する謝礼も計上しているものでございます。

賞賜金は、健康づくり実践者表彰や献血協力者への記念品、出産祝い品贈呈事業の絵本セットの購入に要する費用でございます。

８節は、健康づくり推進協議会、自死予防対策連絡協議会開催時の委員費用弁償、乳幼児の各健診や栄養改善事業に従事する会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は、各種健診、育児相談、精神保健、栄養改善、健康づくり、献血などの事業に要します啓発物、母子健康手帳、父子手帳、妊産婦新生児訪問、離乳食セミナーのなどで配付する資料の購入費用のほか、公用車燃料代、会議相談事業開催時のお茶代、各種検診の審査表、封筒などの印刷経費、公用車２台分の車検整備費、乳幼児健康診査機器の修繕費及び乳幼児健診で使用しております衛生用品、検査用消耗品類の購入費用となるものでございます。11節は、乳幼児各健診や事業の案内に要します郵便料、携帯電話使用料、健診用タオル類のクリーニング代、はかりの検査手数料、外国人支援のための通訳の筆耕翻訳料、公用車の自賠責保険料、保健推進委員のボランティア保険へ加入する際の保険料でございます。12節は、黒川医師会の休日在宅当番医業務、保健推進委員研修会の講師派遣、健康管理システム改修、妊婦・産婦の健診、乳幼児の各健診、新生児聴覚検査、産後ケア事業、母子健康手帳アプリの運用保守、聴覚検査機器保守点検などの業務に関します委託費でございます。

なお、産後ケア事業につきましては、これまで助産院等での通所または宿泊でのサービスのみ実施しておりましたが、産後の多様なニーズに対応するため、来年度から自宅でケアを受けられる訪問型のサービスも提供することとしております。一層の利

用促進と育児支援を図ってまいります。

13節は、会議研修会出席時の駐車場使用料、遠方へ出張する際の有料道路通行料。17節は、離乳食セミナーで参加者に見本として展示しますフードモデルの購入費。また、町内の人目につかない場所で昨年自死が発生している状況などを踏まえまして、自死予防啓発のための看板５基分の新規購入費をお願いするものでございます。18節負担金は、黒川行政事務組合に対する火葬場経費及び病院事業に係る負担金。宮城ハンセン協会のほか、61ページをお願いいたします。県精神保健福祉協会への負担金、産後ケア事業の受入れ先となる産科・助産院等に対する人員確保、施設改修を支援する宮城県の補助制度に係ります負担金でございます。補助金は、令和７年度から食育推進協議会として食育や郷土料理の普及活動に取り組んでいるボランティア団体に対する補助金でございます。19節は、里帰り先での妊婦及び産婦の健診費用、新生児の聴覚検査や検診の費用並びに住民税非課税世帯の方に対する初回分の産科受診料の助成事業のほか、不妊検査費、不妊治療費の助成事業、骨髄バンクドナー登録及び骨髄の提供者に対する助成事業の費用でございます。

また、介護保険が適用されない40歳未満でがんに罹患している方とその家族の身体的・経済的負担の軽減を図るため、自宅で療養する際に必要となる訪問介護や介護入浴などのサービス利用料について、一月当たり７万円を上限にしまして、その９割分を町から助成する事業を新たに実施するものでございます。

26節は、公用車２台分の車検整備に伴う自動車重量税。27節は、下水道事業会計浄化槽整備事業に対する繰出金でございます。

続きまして、２目予防費でございます。

予防費の内容は、感染症予防、予防接種、健康教育、健康診査、健康ポイント事業、各種がん検診、がん検診の受診率向上促進事業、医療用ウイッグ、乳房補整具費用助成に要します費用でございます。

前年度比で3,238万5,000円の増額となっておりますが、主な内訳といたしましては、来年度から新たに乳児のＲＳウイルス感染症予防のための母子免疫ワクチンの定期接種を実施するほか、高齢者のインフルエンザワクチンにつきまして、75歳以上の方は従来より抗体が多く含まれる高容量のインフルエンザワクチンを選択できる定期接種が始まることとなりますことから、それらの費用で1,292万円が増額となっているものであります。また、胃がん検診においても胃内視鏡検診を実施することとしており、検査業務委託費が約1,000万円増額となっているものでございます。

１節及び８節は、予防接種健康被害調査委員会の委員報酬、費用弁償と検診等の準

備に係ります事務補助員及び検診会場での健康相談、疾病重症化予防の訪問指導に従事する保健師、管理栄養士など、会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。７節は、サブロー健康塾の外部講師などへの謝礼でございます。

説明書62ページになります。

10節は、各種検診の事務用品、健康たいわ21推進大会などの健康教育事業の啓発物品、教材等の購入のほか、会議お茶代、各種がん検診の受診票、予防接種予診票、発送封筒などの印刷費、感染症対策用の医薬材料などの購入に要する費用でございます。11節は、予防接種、各種がん検診事業に係る通知、受診票等の郵送料。12節は、結核検診、健康増進法に基づく基本健診、各種がん検診、脳検診、歯周病検診などの健康診査業務、予防接種法に基づく定期接種及び子供のインフルエンザ、おたふく風邪などの予防接種業務、胃内視鏡検診運営委員会の運営業務、さらに、健康たいわ21イベント、サブロー健康塾などの健康教育事業、健康ポイント事業に係る業務の委託費でございます。13節は、会議等の出張先での駐車場使用料。17節は、体組成計の測定結果印刷のためのプリンターの新規購入費用でございます。19節は、里帰り出産時の乳児の予防接種、医療用ウイッグ等の購入費用、50歳以上を対象とする帯状疱疹予防接種費用、骨髄・臍帯血など造血管細胞移植を行った方が再度予防接種を受けた際の費用などに対する償還払助成の費用でございます。

４款、以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長　（吉川裕幸君）

続きまして、３目環境衛生費でございます。

環境審議会、環境美化推進、環境衛生活動事業、不法投棄パトロール及び撤去業務、臨時粗大ごみ引取り、水質検査、飼い犬の登録管理業務等の経費でございます。

１節は、環境審議会委員報酬。７節は、環境美化推進委員報償金及び環境美化、ごみ減量等に係る標語募集に係る記念品代。８節は、環境審議会委員費用弁償及び研修会職員旅費でございます。

63ページをお願いいたします。

10節は、防疫薬剤費、事務用品代、公用車燃料費、会議時お茶代、犬の門標シールの印刷代、防犯カメラ電気料、公用車車検代、防疫薬剤散布機の修繕料等でございま

す。11節は、狂犬病予防集合注射通知等郵送料、放浪犬猫等一時預かり手数料、公用車保険料、車検時自賠責保険料等でございます。12節は、町道周辺清掃業務、臨時粗大ごみ回収業務、不法投棄ごみ処理業務、河川水質検査業務、狂犬病予防集合注射のほか、地球温暖化防止に向けた職員の事務や事業実施の取組を定め、職員の環境に対する意識高揚を目的とした地球温暖化対策実行計画事務事業編の策定業務等の委託料でございます。13節は、狂犬病予防集合注射時会場借上料、出張時駐車場使用料でございます。17節は、防疫薬剤散布機購入代でございます。18節は、町環境衛生組合連合会及び黒川食品衛生協会大和支部への補助金並びに宮城グリーン購入ネットワークの負担金でございます。26節は、公用車重量税でございます。

続きまして、２項１目廃棄物処理費は、一般廃棄物収集運搬業務、クリーンステーション整備費助成事業、資源回収奨励金交付事業、宮床山田最終処分場跡地の維持管理等の経費でございます。

１節は、廃棄物減量等推進審議会委員報酬でございます。７節は、ストックヤード除草、環境整備作業に係る報償金、資源回収団体に対する奨励金。８節は、廃棄物減量等推進審議会委員費用弁償。10節は、リサイクルごみ収集ネット、ごみ収集コンテナ代、クリーンステーション用看板代等の消耗品費、会議時お茶代、廃棄物手数料納付書、一般家庭用ごみ収集計画表等の印刷費、宮床山田最終処分場跡地フェンス修繕料等でございます。

64ページをお願いいたします。

11節は、クリーンステーション等蜂の巣駆除手数料、ストックヤードコンテナ保管庫の火災保険料でございます。12節は、一般廃棄物収集運搬業務、動物死骸回収処理業務、しあわせの杜集積所回収業務、宮床山田最終処分場跡地の除草業務の委託料でございます。18節負担金は、黒川地域行政事務組合への負担金として、し尿処理経費、ごみ処理経費、最終処分場経費でございます。補助金は、令和８年度より新たな取組といたしまして、ごみ減量、環境負荷の軽減を目的としました生ごみ処理機購入補助金を計上しており、補助率２分の１、補助上限１台当たり３万円、15台分の計45万円を計上しております。そのほかクリーンステーション整備費補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長阿部　晃君。

農林振興課長　（阿部　晃君）

続きまして、５款１項１目農業委員会費でございます。

農業委員会総務費及び農業者年金委託事業費でございます。

１節は、農業委員10名及び農地利用最適化推進委員14名の報酬でございます。７節は、農業委員等の改正に伴います選考委員の報償費。８節は、農業委員等の総会出席及び案件調査等に係ります費用弁償、先進地視察研修及び職員の旅費でございます。９節は、農業委員会の会長交際費でございます。

65ページをお願いいたします。

10節は、事務用品、農業委員等改選に伴う作業服等の購入費、燃料費は公用車の燃料代、食糧費は農地パトロールの際のお茶代、印刷製本費は農業委員会だより、農地法申請用紙等の印刷に要するものでございます。11節は、郵便料金及び現地調査用タブレット端末通信費。12節は、農家台帳システムの保守に要する費用でございます。13節車借上料及び有料道路通行料は、農業委員と先進地視察研修等に要する費用で、システム利用料は農家台帳システム及び現地調査用タブレット利用に要する費用でございます。18節負担金は、一般社団法人宮城県農業会議ほか３団体の負担金でございます。補助金につきましては、大和町認定農業者連絡会への補助金でございます。

次に、２目農業総務費でございますが、農林振興課所管分と財政課所管分がございますので、初めに農林振興課所管分についてご説明いたします。

農業総務費は、主に農政推進一般、宮床ふれあい農園及び公用車の管理に要するものでございます。

66ページをお願いいたします。

10節消耗品費は、一般事務用品、公用車管理用品費で24万9,000円の計上。燃料費は公用車とふれあい農園管理機の燃料代で５万4,000円の計上でございます。光熱水費はふれあい農園の水道電気代で23万円の計上。修繕料は公用車点検整備及びふれあい農園の管理機の修理費で17万7,000円の計上でございます。11節の自動車損害保険料は公用車の共済分担金で、保険料はふれあい農園管理棟の建物共済保険に要するものでございます。12節業務委託は、ふれあい農園の管理委託料で99万円の計上で、施設・備品管理委託は、ふれあい農園の浄化槽管理清掃委託で19万9,000円の計上でございます。18節負担金は、鳴瀬川水系さけます増殖協会及び宮城農業振興公社への負担金でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

続きまして、財政課所管分をご説明申し上げます。

財政課分といたしまして、町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター及び落合ふるさとセンターの計４施設の維持管理に要する経費を計上いたしております。

66ページ、10節をご覧ください。消耗品費として、各施設の管理用事務用品や清掃用具等購入費。燃料費は灯油代、ガス代。光熱水費は電気料及び水道料金。修繕料は施設の小破修繕料を計上いたしております。11節は、通信運搬費として電話料を。火災保険料は、各施設の共済保険料でございます。12節ですが、業務委託は町民研修センターの窓口受付業務のほか、除雪業務等を計上いたしております。施設・備品管理委託では、各施設での清掃業務、消防施設保守点検業務や生け垣剪定業務等であります。13節は、ＡＥＤのリースやテレビ徴収料、清掃用具リース料等であります。14節は、宮床基幹集落センターのトイレ改修工事に要する費用を計上いたしております。

財政課所管分は以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

農林振興課長阿部　晃君。

農林振興課長　（阿部　晃君）

続きまして、３目農業振興費でございます。

主に農業の振興、農業振興地域の線引きの見直し等事務、経営改善支援活動、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業及び有害鳥獣対策に要する経費でございます。

１節は、農業振興地域整備促進協議会委員18名分、67ページお願いいたします。及び鳥獣被害対策実施隊59名分の報酬でございます。３節は、休日の有害鳥獣対応及び産業まつり実施に係る職員時間外勤務手当でございます。７節は、認定農業者の認定審査等を行う農業経営改善相談支援チーム員になっております宮城県農業士１名分の会議開催の際の報償金でございます。８節は、農業振興地域整備促進協議会委員の費用弁償でございます。普通旅費、特別旅費は、認定農業者先進地視察研修に係る旅費

でございます。10節消耗品費は、事務用品等のほか有害鳥獣忌避用爆竹、熊撃退スプレー、有害鳥獣捕獲用のくくりわな300機等の購入に要します経費で、燃料費は公用車の燃料代、修繕料は公用車点検整備に要する経費でございます。11節通信運搬費は、有害鳥獣対策用携帯電話の通話料。手数料はイノシシのくくりわなに子熊等が錯誤した場合に放獣するための麻酔銃に係る経費。自動車損害保険料は、公用車の共済分担金でございます。12節は、吉田金取北地区及び沢渡地区で進めております農地中間管理機構関連農地整備事業に伴い、地区の競争力のある農業経営の確立に向けて、高収益化に資する園芸の品目の選定、導入、定着を支援するため、栽培技術及び営農指導等を委託する費用で、13節有料道路通行料は出張等による業務打合せの際に要するもの。17節機械器具費は、熊捕獲用箱わな５基、イノシシ捕獲用箱わな10基のほか、熊対策防護用ヘルメット４個、防護用盾４枚等の購入費用でございます。18節負担金は、宮城県青果物価格安定相互保証協会のほか２団体への負担金で、町有害鳥獣被害対策協議会への負担金は、主にイノシシ等の有害駆除の費用で、実施隊員には４か月ごとに活動費を支給してございます。補助金は、コロナ禍の影響を受けました農林業者が融資を受けた際の農林業災害対策資金利子補給で、県単独資金分でございます。農業用廃プラスチック等の農業生産資材適正処理推進事業への助成、大和産業まつり実行委員会への助成、水稲いもち病やカメムシ防除に係る黒川地域農作物病害虫防除推進協議会への助成、新みやぎ農協と連携いたしまして、農作物生産農家が産直用野菜生産に向けて導入する産直リースハウス事業に対しての助成、産地育成対策事業といたしまして、曲がりネギ等の生産に係ります管理費などを導入する際の助成、ハウスブドウ等の特産果樹生産拡大事業への助成、加工業務用野菜生産対策事業への助成でございます。

68ページをお願いいたします。

次に、農業制度資金利子補給といたしまして、令和元年台風19号農業被害災害対策資金利子補給、新型コロナ対策農畜産業支援資金利子補給は、新みやぎ農協資金分の利子補給の助成でございます。

農業者大型特殊自動車運転免許取得補助事業は、農業従事者の確保を促進し、農作業の効率化や持続可能な農業振興を推進するため、農業用大型機械を運転するための免許費用の２分の１、上限５万円としての助成15人分で、農業用機械共同購入支援事業は、中小規模農家の農業経営が維持でき、地域農業の継続を図るため、農業者３戸以上の共同利用での農業用機械導入経費の10分の３、上限75万円として助成するものであります。農業次世代人材投資等事業は、令和３年度に鶴巣地区で新規就農いたし

ました１名への就農支援助成でございます。

多面的機能支払交付金は、町内35組織で取り組みます農村集落維持活動事業への助成。中山間地域振興の事業といたしましては、吉田みどりの少年団活動とＪＡ新みやぎの特産品普及推進等事業への助成。

中山間地域等直接支払交付金事業は、中山間地域指定の宮床難波地区及び吉田金取北地区の一部地域が取り組む農業用施設等の維持保全事業に対する助成でございます。有害鳥獣対策として、狩猟免許等の新規取得及び更新に係る経費への助成。

有害鳥獣被害防止施設補助事業は、農家が農作物被害を軽減するため設置する電気柵や侵入防止柵を購入する費用の２分の１、上限20万円として助成するものでございます。

次に、４目畜産業費でございます。

畜産業の振興に係るものでございます。

18節負担金は、宮城県及び大和町畜産振興協議会の負担金でございます。補助金は、管内肥育素牛販売促進対策事業として、町内で生産されました子牛をＪＡ新みやぎあさひな管内の肥育農家が購入した場合に助成するもの。また、繁殖牛子牛事故共済事業として、死産等に対する共助金として助成をするものでございます。24節積立金は、肉用牛貸付事業運営基金への利子の積立てでございます。

次に、５目農地費でございます。

農地整備事業と県営土地改良推進事業及び農業集落排水事業等に要する経費でございます。

69ページをお願いいたします。

７節は、用水路等除草作業、吉田地区農地整備事業に係る現地調査案内に要するもの。10節消耗品費は、土地改良設計基準書、鮎・鮭等の稚魚放流代のほか、流域治水の観点から、水田の雨水貯留機能を活用した田んぼダムを推進するため、水田の落水ますに設置する排水工を小さくしいたしました漏斗型堰板の購入費用でございます。食糧費は会議時のお茶代。印刷製本費は農村整備事業管理計画に係る図面印刷代。修繕料は農業施設の小破修繕に要するものでございます。11節通信運搬費は、防災重点農業用ため池監視システムの通信料で、保険料は農業用ため池水路頭首工など249か所の農業用施設の賠償責任保険料でございます。12節業務委託は、杜の丘調整池を農業用ため池として管理するための業務、もみじケ丘調整池の除草業務、東北自動車道に係る鶴巣北目地区、落合蒜袋地区の耕作用歩道橋の５年に一度の点検業務、測量設計施工監理委託につきましては、鶴巣地区新最終処分場関連の西川地区耕作道等整備

工事、工事設計書作成業務、５か所の防災重点農業用ため池整備、経済算定業務、吉田八志田地区及び落合地区土地改良事業の県営農地整備事業採択に向けての地形図作成業務でございます。13節有料道路通行料及び駐車場使用料は、出張による業務打合せの際に要するもの。著作権使用料は、労務資材設計単価の著作権使用料でございます。14節は、鶴巣・大崎地区農道改修工事、新最終処分場関連での西川地区耕作道等整備工事、鶴巣・幕柳地区の３か所のため池整備工事に要する費用でございます。15節は、農道維持補修用砕石等の費用でございます。18節負担金は、宮城県土地改良事業団体連合会のほか３組合等への負担金のほか、県営受託調査事業費は、県営土地改良事業での吉田金取地区測量及び実施設計、換地計画原案作成、吉田沢渡地区換地費に係る負担金、鶴巣地区農業環境整備事業は、鶴巣鳥屋地区及び幕柳地区の小西川で占用しております農業用水利施設の改修事業及び鶴巣鳥屋地区の西川にあります排水樋管の改修事業を県へ委託し実施する事業負担金でございます。補助金は、排水機場洪水調整事業として町内４か所の排水機場の光熱水費等の運転費用について、大和町土地改良区への助成。農業環境整備事業として、町内の農家等が行う農地及び農業用施設の改修・修繕工事に対しての支援。田んぼダム推進事業として、あぜ塗り等の助成。農業水利施設維持管理適正化事業として、鶴巣下草揚水機場ポンプ補修の助成。吉田地区農地整備事業に伴う大和町土地改良区への編入に係る事務費について、大和町土地改良区への補助。許可水利権施設管理として、許可整理権を取得した施設の取水量報告等の管理経費の助成でございます。27節繰出金は、農業集落排水事業分の会計間の調整として、下水道事業会計に繰り出しを行うものでございます。

次に、６目水田農業対策事業費でございます。

水田農業推進に要する費用であり、経営所得安定対策の推進、転作への助成及び地域計画策定に要するものでございます。

70ページをお願いいたします。

３節は、夜間等の農業集落に対する説明会の職員の時間外手当。７節は、地域計画検討委員の委員及び転作等の現地確認の際の立会い人の報償金でございます。８節は、水田農業視察研修に係る参加者及び職員の旅費でございます。10節消耗品費は、一般事務用品代。食糧費は集落代表者説明会等のお茶代でございます。11節通信運搬費は、集落代表者説明会の案内発送の郵送代。12節は、水田台帳システム保守業務に要するものでございます。13節の機械借上料は、水田台帳地図情報システムの賃借料。車借上料は、転作の現地確認の際の車借り上げ及び水田農業視察研修の際のバス借り上げ。有料道路通行料は、視察研修の際の高速道路料金でございます。18節補助金は、水田

農業構造改革対策推進事業といたしまして、大和町地域水田農業推進協議会への助成。水田農業ビジョン推進事業として、農家集落50集落への話合い経費の助成。水田営農条件整備事業として、転作用農業機械整備を行う５経営体への助成でございます。環境保全型農業直接支払交付金事業につきましては、ＪＡ新みやぎあさひな地区水稲部会で取り組んでおります環境保全米の取組に対して助成を行うものでございます。

次に、５款２項１目林業振興費でございます。

林業の振興一般、林道及び林道橋の補修等、森林の整備等に要する費用でございます。

７節報償金は、林道の除草及び倒木の除去等に係る作業に要する経費及び森林環境譲与税検討委員会の報償でございます。10節消耗品費は、事務用品、原木シイタケＰＲ用品等に係るもの。食糧費は会議時のお茶代。修繕料は林道の不陸整正等の小破修繕に係るものでございます。12節の業務委託は、森林管理巡視業務及び林道石塚・伊達山線のほか除草業務、宮城県森林クラウド運用業務、森林経営管理制度に基づく民有林意向調査業務、蛇石せせらぎの森維持管理業務、南川ダム周辺の千本桜維持管理業務に要する経費でございます。15節は、林道等維持管理用砕石等に要する経費でございます。

71ページをお願いいたします。

18節負担金は、県林業振興協会ほか５団体への負担金でございます。県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線整備事業につきましては、事業費の１割の町負担分でございます。補助金は、林業地域振興事業費として大和町林業地域振興協議会への活動助成。森林保全推進費は、宮床生産森林組合及び吉田愛林公益会への森林整備事業に対する助成。民有林育成対策推進事業費は、国の補助事業により民有林の整備を黒川森林組合が取りまとめて補助申請を行うものに対しまして、国の補助事業に合わせて町で１割の上乗せ助成を行うものでございます。24節は、森林環境譲与税基金利子分を積立てするものでございます。

次に、５款３項１目水産業振興費でございます。

大和町発祥の伊達いわなと町の特産品の七ツ森サーモンの普及振興を図るための費用でございます。例年どおり町広報やホームページ等にてＰＲ等を行うこととしてございますが、予算といたしましては次のとおりとなるものでございます。

10節消耗品費は水槽維持管理用品代で、12節は、庁舎及び町環境部観光物産協会に展示しております水槽の清掃及び管理業務に要する費用でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

商工観光課長星　正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長　（星　正己君）

それでは、72ページをお開き願います。

６款商工費でございます。

１項２目商工振興費でございます。

商業及び工業の振興、企業誘致活動等に関わる経費でございます。

７節は、企業等連絡懇話会の際の講師謝礼。８節は、企業訪問及び東京、名古屋で開催されます宮城県企業立地セミナーへの参加する旅費。10節消耗品費は、コピー代や事務用品、また、栄和会、大栄会のクリーン活動の際のごみ袋、食糧費は企業等連絡懇話会の経費。修繕料は企業案内看板の修繕に係るものでございます。11節の手数料はクリーニング代。保険料はオープンファクトリー参加者の保険料。12節は、仙台北部中核工業団地内のり面及び中央公園の除草業務、黒川地域産業説明会の際のプロジェクター等の設置、合同就職説明会養生シート、パネル設置に要する経費。13節の車借上料は、オープンファクトリー参加者の送迎用バス借り上げ代及び企業訪問の際のレンタカー。有料道路通行料は企業訪問の際の経費でございます。18節の負担金は、中小企業振興資金信用保証料、仙台北部中核都市建設連絡協議会、中小企業海外支援のための日本貿易振興機構仙台貿易情報センター事業運営負担金、東京及び名古屋で開催されます企業立地セミナー実行委員会への負担金でございます。補助金につきましては、くろかわ商工会の事業費、割増商品券発行事業7,000セット分の事務手数料も含む補助でございます。「大和まるごと市」、地域でがんばる事業者応援事業、中小企業振興資金利子補給、町小規模事業経営改善資金融資に関わる利子補給でございます。20節は、中小企業の預託金。

73ページをお願いいたします。

21節は、中小企業振興資金損失補償料。

次、３目観光費でございます。

観光の振興及び観光施設の維持管理、物産振興を図るため、物産協会への助成、「まほろば夏まつり」の助成に要する経費でございます。

３節、イベントへ従事する時間外。７節は、登山道、自然遊歩道の伐採及び避難小屋管理に関わる報償金。８節は、観光ＰＲに要する費用弁償。10節は消耗品費、事務

用消耗品ほか観光施設等に管理する消耗品。燃料費は公用車燃料代。食糧費はＳＮＳ取材に関わる食品料。それから印刷製本費はガイドブック刷新、七ツ森散策マップの増刷に関わるものでございます。光熱水費は旗坂野営場電気料。修繕料は施設の消化修正に関わるもの。11節の通信運搬費は、アサヒナサブローへの年賀状返信用はがき、手数料は旗坂野営場の水質検査手数料及びアサヒナサブロークリーニング代、火災保険料は七ツ森陶芸体館、観光施設に関わるもの。自動車損害保険料は公用車の任意共済保険料。保険料はおばなざわ花笠踊り、石鳥谷まつりの参加者の保険料。レンタサイクル及びオートキャンプ場の賠償責任保険料でございます。12節の業務委託は、七ツ森陶芸体験館、七ツ森ふれあいの里、四十八滝運動公園、ダイナヒルズ公園の４施設に関わる指定管理料のほか、ダム周辺公園等関連施設及び南川ダム資料館の管理業務、その他自然遊歩道の除草等、大和町観光案内業務、観光ＰＲバスツアーに関わるものでございます。施設管理委託は旗坂野営場の浄化槽、給水を含めた施設の維持管理に関わる経費。13節の会場借上料は、船形山入山届冬季専用ポスト及び吉岡宿本陣案内所に関わるもの。機械借上料は、本陣案内所ほか２施設に設置したＡＥＤリース代。車借上料は、おばなざわ花笠踊り等参加者送迎用のバス借り上げ代。有料道路通行道路は、花巻市石鳥谷まつりに参加の際の高速道路通行料でございます。18節の負担金は、県立自然公園船形連峰御所山連絡協議会ほか４団体への負担金。

74ページをお願いいたします。

同じく18節、防火管理者資格取得講演会職員１名分の負担金。補助金につきましては、町観光物産協会、お立ち酒全国大会実行委員会ほか２団体への助成、オートキャンプ場利用者の温泉利用券、まほろばまつり実行委員会への補助でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

暫時休憩します。再開は午後２時10分といたします。

午後１時５８分　　休　憩

午後２時１０分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長　（江本篤夫君）

引き続きよろしくお願いいたします。

説明書74ページをお願いいたします。

７款土木費でございます。

１項１目土木総務費のうち土木管理費は、道路台帳のデジタル化業務のほか各種協議会等の負担金。用地対策費は国土調査の誤訂正等に要します費用。水道事業費は水道事業会計の出資金及び繰出金でございます。

１節は、パートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。

75ページをお願いいたします。

８節は、土木技術職員研修旅費及びパートタイム会計年度任用職員の通勤手当に要します費用でございます。10節の消耗品費のうち、庁内事務用に係る消耗品、法令の追録、積算資料等参考図書等購入費用。食糧費は計画説明用地協議会等でのお茶代。修繕料は、大型プリンター等の修繕に要します費用でございます。11節は、携帯電話４台分の通信料及び使用料のほか、所管施設内での発生を見込んでの蜂の巣駆除費用でございます。12節は、国の地域未来交付金を活用し、公開型ＧＩＳ地理情報システムによりまして、まずは吉岡地区内町道62.21キロメートルのデジタル化に要します費用のほか、国土調査の誤訂正等に要します費用でございます。13節は、事業説明会等に伴う会場借上料。会議研修時等の有料道路通行料及び駐車場使用料。建設物価等積算単価データファイルの著作権使用料。土木積算システム利用料のほか、建設発生土土量情報交換システム利用料に要します費用でございます。14節は、移設しました町道維持管理用施設北側への管理用フェンス設置に要します費用でございます。17節は、Ａゼロサイズ印刷用大判プリンター及び積算用プリンター購入に要します費用でございます。18節の負担金は、宮城県道路協会ほか10団体への各負担金。

76ページをお願いいたします。

ほかに新設しました町道維持管理用施設の管理棟及び大和町地域振興公社の火災保険料を管理区分ごとの面積割による負担金。東北自治研修所への負担金は、土木技術職員研修等の参加費用でございます。23節は、大和町水道事業への出資金でございます。27節は、大和町水道事業会計への繰出金でございます。

続きまして、２項１目道路維持費でございます。

道路や側溝、舗装の修繕、街路樹の剪定、除草のほか、街路灯などの維持管理、道

路維持作業車等の車両管理、除雪費、バスターミナルの維持管理のほか、新最終処分場関係事業に係ります費用でございます。

７節は、局部的に行う除草や土砂撤去作業に要します費用。10節のうち消耗品費は、土のう袋等道路維持作業資材のほか、コンクリート蓋等道路維持管理用製品の購入。道路パトロール車、バスターミナル等の消耗品等に要します費用。燃料費は道路維持管理、車両、機械等のガソリン代。光熱水費は、街路灯、バスターミナル等に係る電気料及び上下水道料に要する費用。修繕料は、道路パトロール車等の車検代や修理代、道路小破修繕としての舗装、オーバーレイやのり面補修等のほか、街路灯の修繕等に要します費用でございます。11節の手数料は、道路パトロール車等３台の車検時印紙代。火災保険料はバスターミナル待合所等の火災保険料。自動車損害保険料は、道路パトロール車等の自賠責及び任意保険料に要します費用でございます。12節は、町道維持管理業務、植樹帯等除草、街路樹等剪定、支障木伐採業務、地区委託、難波地区、荒井地区による側溝堆積土砂撤去業務。同じく地区委託による町道除草等業務、22地区路59路線の業務へ。路面清掃業務のほか、バスターミナル待合所の清掃、警備、除草業務、新規除雪に要します費用でございます。13節は、町浦西堂線、台ヶ森立輪線の土地の借上料でございます。14節の道路修繕工事を予定しております道路は、仙台北部道路建設時に鶴巣山田地区に計画されている招聘地区への進入路確保のため、仙台北部道路の下を横断する道路をＮＥＸＣＯ東日本に築造いただき、その後町が引受け現在に至っているものです。

今般、仙台北部道路４車線化事業に伴い、ＮＥＸＣＯ東日本で現地調査を行ったところ、当該横断道路管理区域内ののり面及び路側側溝等に崩落箇所が確認されたことによります修繕費用等でございます。舗装修繕工事は、町道舞野志戸田線、町道舞野一丁目５号線のほか、天皇寺地区の中１号線、中５号線整備に要します費用。側溝修繕工事は、四軒Ｊ線等に要します費用でございます。

15節は、砕石、山砂、アスファルト合材等の道路維持補修用資材購入に要します費用でございます。26節は、3.5トンダンプ１台、パトロール車２台の自動車重量税でございます。

続きまして、２目道路新設改良費でございます。

単独事業、国土交通省補助事業、防衛省補助事業、新最終処分場関係事業に伴います道路改良事業等に係るものでございます。

77ページをお願いいたします。

11節の単独事業では、町道雷神線の側溝の一部が個人所有地内に設置されているこ

とが判明したことによる土地購入に伴う不動産鑑定に要します費用。国土交通省補助事業では、大崎三ノ関線視距確保事業に伴う土地購入に係ります不動産鑑定等に要する費用でございます。12節のうち単独事業は、道路修繕工事で実施します仙台北部道路を横断する道路までの新たな管理用道路の詳細設計に要します費用。国土交通省補助事業では、３巡目の橋梁定期点検及び長寿命化計画策定。舞野大橋補修工事に係る積算施工管理。また、補助事業に附帯する単独事業としまして、七ツ森大橋、舞野大橋の伸縮装置価格調査、大崎三ノ関線視距確保に係る分筆登記業務に要します費用でございます。国土交通省補助事業は、舞野大橋、七ツ森大橋の補修工事のほか、もみじケ丘幹線４号線道路改良工事、大崎三ノ関線視距確保工事を。防衛省補助事業は、松坂平１号線舗装改良工事を。新最終処分場関係事業は、幕柳大平線道路改良工事に要します費用でございます。16節は、町道雷神線、町道大崎三ノ関線の土地購入に要します費用。18節、21節は大崎三ノ関線視距確保事業に伴います既存宅地内にある電柱の移設等に伴う負担金、物件補償費用でございます。

続いて、３目交通安全施設整備事業費でございます。

10節消耗品費は、カーブミラー、ガードレール等の交通安全対策製品の購入に要します費用。14節区画線設置工事は、高田大童線、高田線、小鶴沢線、舞野二丁目２号線に歩行者用路面標示グリーンベルトを。八幡小路東道線と町浦西堂線に。防護柵は中５号線に要します費用でございます。

続きまして、３項１目河川費でございます。

準用河川の維持管理、一級河川西川の樋管操作管理、新最終処分場関係事業による準用河川久保川改修事業、河川愛護会への助成に要します費用でございます。

78ページをお願いいたします。

10節消耗品費は、油漏れ等に対応しますオイル吸着マット等の購入費用。光熱水費は一級河川西側にございます樵樋管及び西川樋管の電気料。修繕料は準用河川の小破修繕、リモコン式除草機械の修繕に要します費用でございます。11節は、貸出し用除草機械３台の任意保険料にします費用。12節は、吉田川河川公園の除草業務、準用河川の支障木伐採等業務、樵及び西川両樋管の鶴巣大崎地区及び鳥屋地区への操作管理業務のほか、竹林側遊水池堤防除草業務に要します費用でございます。14節は、準用河川湯名沢川の堆積土砂撤去のほか、新最終処分場関係事業による準用河川久保川改修工事に要します費用でございます。16節は、新最終処分場関係による準用河川久保川改修工事の土地購入費用。18節は、県管理一級河川６河川及び町管理準用河川２河川の合計８河川、18地区の河川愛護活動を行っております大和町河川愛護会への助成

に要します費用を町報償費の３か年平均上昇額１人500円相当を作業単価加算し、地区除草機械運送費相当額を昨年度の実績を踏まえ計上したものでございます。

また、新最終処分場周辺地域環境整備事業として、宮城県が実施します西川河道掘削事業におきまして、既設雨水排水樋管１か所のゲート設置に要します負担金でございます。

続きまして、４項１目都市計画総務費でございます。

都市計画に関する事務及び都市計画審議会の開催、協議会への負担金等に要します費用でございます。

１節及び８節は、年３回開催予定の都市計画審議会会長ほか委員８名の報酬及び費用弁償に要します費用でございます。12節は、総合計画の改定に伴います都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定業務のほか、鶴巣地区への地区計画設定に係ります都市計画決定図書作成業務に要します費用でございます。18節は、全国街路事業促進協議会への負担金。24節は、都市整備基金への積立金でございます。

79ページをお願いいたします。

２目下水道費でございます。

27節は、下水道事業会計の公共下水道事業への繰出金でございます。

続きまして、３目公園費でございます。

都市公園29か所、都市緑地８か所及びその他の公園、緑道等163か所の維持管理に要します費用でございます。

10節消耗品費は、公園の管理及び補修用資材の購入費用。光熱水費は公園等の街灯の電気料及び公園トイレ等の上下水道料金。修繕料は八谷館緑地の案内版及び天皇寺公園の照明灯修繕のほか小破修繕に要します費用でございます。11節のうち手数料は、地区管理委託しております南五福院公園ほか４公園の水道開栓手数料。火災保険料は、公園、トイレ、あずまや等の火災保険料。保険料は、公園緑地等の損害保険料に要します費用でございます。12節は、都市公園指定管理委託業務及び緑地等の維持管理業務。南五福院公園のほか４公園の地元行政区への維持管理委託費用のほか、公園遊具等の劣化点検業務、テクノヒルズ残置森林及び流通平緑地内支障木伐採業務等に要します費用でございます。14節は、洞堀川緑道への転落防止柵設置のほか、吉岡東公園、もみじケ丘３号公園の外周フェンス交換工事に要します費用でございます。18節は、吉岡西部区画整理事業地内で整備しております公園整備事業に係る公共施設管理者負担金でございます。

続きまして、４目土地区画整理費でございます。

11節は、地権者等への報告、連絡用切手代。第27節は、吉岡西部土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、５目街路事業費でございます。

18節は、宮城県が都市計画改良事業として実施しております都市計画道路北四番町大衡線整備事業に係る負担金でございます。

次に、５項１目住宅管理費でございます。

町営住宅は、木造住宅11棟10戸、中層アパート７棟140戸、合計18棟150戸の維持管理。国土交通省補助事業は、下町住宅１号棟２号棟給排水管等更新実施設計業務を。子育て支援住宅は、吉田地区９棟９戸、宮床地区11棟11戸、鶴巣地区４棟８戸、落合地区２棟16戸の維持管理に要します費用でございます。

80ページをお願いいたします。

７節は、子育て支援住宅敷地内公園除草、側溝土砂撤去に要します費用。10節の消耗品は、融雪剤等管理用消耗品の購入のほか、消火器の交換等に要します費用。光熱水費は、鶴巣子育て支援住宅敷地内公園の水道料及び落合子育て支援住宅敷地内通路等の照明等電気代。修繕料は、各住宅の給排水管、電気設備、明渡し時等の内装修繕のほか、町営住宅明渡し強制執行時の鍵交換費用等に要します費用でございます。11節の通信運搬費は、収入申告等の返信用切手代。手数料は受水槽の水質検査、明渡し時のクリーニング代、中層アパート排水管高圧洗浄、住宅明渡し強制執行に伴う引っ越し、家財保険料。鶴巣子育て支援住宅公園内の水道開栓手数料に要します費用。火災保険料は各住宅の火災保険に要します費用でございます。12節は、町営住宅敷地内の除草等管理、蔵下住宅敷地内樹木剪定及び西原第一住宅ほか遊戯施設点検、下町住宅１号棟ほか４棟の水道メーター交換、特殊建築物定期調査、明渡し住宅強制執行に係ります引っ越し費用、落合子育て支援住宅敷地内芝生等管理業務委託、測量設計施工管理は、国土交通省補助事業により下町住宅１号棟２号棟給排水管等更新施設設計業務を。施設管理委託は、中層アパート７棟の給水施設保守点検、消防設備点検に要します費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

総務課長兼危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

次に、８款１項１目常備消防費の18節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金でございます。

次に、２目非常備消防費は、消防団員470名の報酬と出動手当や、団員の装備品の購入代等を計上したものでございます。

１節は、消防団員470名に対する年額報酬及び災害時等の出動報酬。７節は、団長表彰の際の記念バッジ代。８節は、消防団夏季研修、各種訓練手当、消防学校研修に係る旅費、費用弁償等。10節は、新入団員への安全靴及びヘルメット、消防学校訓練に係ります教材費、夏季演習時の飲料水、資機材等の購入に要する経費、防火ミニポスター印刷に要する経費でございます。13節は、火災出動の際の車借上料、消防団員管理システム使用料などでございます。

81ページをお願いいたします。

17節は、新入団員用活動服の購入費用。18節は、県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金及び町女性防火クラブ連合会への補助金でございます。

次に、３目消防施設費は、防火水槽や消火栓など消防施設、小型動力ポンプ付軽積載車の維持管理に要する経費を計上いたしております。

10節は、軽積載車用タイヤ補修用品、消防水利標識購入等に要する経費、ポンプ自動車、軽積載車、小型動力ポンプ等の燃料代や消防ポンプ小屋の電気料及び小型動力ポンプ軽積載車の修繕等に要する経費。11節は、軽積載車の車検手数料、ポンプ自動車、軽積載車等の自動車損害保険料でございます。12節は、防火水槽土砂撤去、もみじケ丘防火水槽の管理委託料。13節は、消防自動車車庫の土地借上料。14節は、防火水槽の修繕工事。17節は、消防団山林警ら用車両購入費用。18節は、道路改良等に伴います消火栓の移設工事負担金、消火栓の維持管理費及び無線従事者講習会受講料、電波利用料でございます。26節は車検時の自動車重量税のほか、新規に購入をいたします山林警ら用車両の自動車重量税でございます。

82ページをお願いいたします。

次に、４目水防費は、水防活動に要する経費を計上いたしております。

１節は水防活動に要する出動報酬。７節は、水防協議会委員13名に対する謝礼。８節は、重要水防箇所巡視などに要する費用弁償。10節は、水防倉庫の備蓄資機材購入代、水防活動時の食糧費、水防倉庫の電気料、小破修繕費用などでございます。11節は災害時優先電話の電話料。15節は、水防倉庫に備蓄する土のう用砂購入に要する経費でございます。

次に、５目災害対策費は、地域防災訓練に要する経費、自主防災組織連絡協議会の

運営及び木造住宅耐震診断士派遣事業や、家具転倒防止事業等に要する経費を計上いたしております。

１節は防災会議の委員15名に対する報酬。７節は自主防災組織に関する研修会の講師謝礼等。８節は防災会議の委員に対する費用弁償。10節は、備蓄用非常食の購入代、自主防災組織研修会時の飲料代、地域防災訓練用資材等の購入代などでございます。11節は、衛星携帯電話料金、震度計情報等回線使用料、避難所用Ｗｉ－Ｆｉ利用のほか、ＩＰ無線２台の導入費用でございます。12節は、防災ハザードマップ運用保守や木造住宅耐震診断士派遣委託料のほか、令和８年度におきまして防災ハザードマップの作成を予定しており、その作成費用を計上いたしております。13節は、情報配信システム利用料。17節は、ＩＰ無線２台の導入費用のほか、ひだまりの丘に11基、まほろばホールに８基のマンホールトイレを購入する費用を計上いたしております。18節は、県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、陸上無線技士資格取得講習受講料、木造住宅耐震改修工事、危険ブロック塀除去事業、フェンス等設置事業助成に要する経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

それでは、83ページをお願いいたします。

９款教育費についてご説明申し上げます。

１項１目教育委員会費は、教育委員会運営に係る経費です。

１節及び８節は、教育委員４名の報酬及び費用弁償等。９節は教育長交際費。10節は事務用消耗品等。13節は研修会時の有料道路通行料など。18節は仙台管内教育委員会協議会ほか２団体への負担金です。

次に、２目事務局費です。

事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業、学校ＩＣＴ環境整備事業、子どもの心のケアハウス事業に要する経費です。

１節、３節及び４節は、教育支援委員会委員２名、いじめ問題対策連絡協議会委員13名、会計年度任用職員は教育相談員２名、子どもの心のケアハウス職員５名の人件費等です。７節報償金は、教職員の各種研修会、夢と希望と志を語る会等の講師謝金。

賞賜金は、教育論文応募者に対するものです。８節費用弁償は、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会等委員に対するもの。普通旅費は、教育長出席の各種会議等及び職員の事業旅費。会計年度任用職員の教育相談員、子どもの心のケアハウス職員の通勤手当です。10節の主なものといたしましては、コピー代、ＩＣＴ機器等消耗品等です。燃料費は公用車ガソリン代。食料品は健診業務従事者の昼食代等。印刷製本費は健診等の問診票など。光熱水費は子どもの心のケアハウスの電気料等。修繕料は公用車点検等です。11節の通信運搬費は、入学通知書郵送料など。手数料はＧＩＧＡ端末用フィルタリングソフトのライセンス料など。自動車損害保険料は公用車の任意保険など。

85ページをお願いいたします。

保険料は陸上教室講師等の傷害保険。12節は、土曜学習まほろば塾、「ユメセン」事業、夢と希望と志を語る会のほか、ＡＬＴ事業、標準学力調査、小中学校端末保守、ＩＣＴ支援員配置事業等に要する費用です。13節の機械借上料は、デジタル教科書、教職員用パソコン、小中学校ネットワークセキュリティー機器、モバイルＷｉ－Ｆｉ、タブレットドリル、子どもの心のケアハウスのパソコン及び電話機器等の賃借料。車借上料は、夢と希望と志を語る会の児童生徒輸送バス及び子どもの心のケアハウスの公用車に係るものです。有料道路通行料及び駐車場使用料は、会議等での利用に係るもの。システム利用料は、学校校務支援システム、ＡＩオンラインドリル、ネットワークセキュリティーサービス、授業支援システムの利用料です。17節の庁用器具費は、ＧＩＧＡスクール端末2,327台をはじめ大型提示装置23台、授業配信用カメラ12台を整備するための費用です。

なお、本事業は、宮城県が各自治体の希望分を取りまとめて一括購入することが補助の条件となっており、スケールメリットによる単価の抑制が期待できるものです。

機械器具費は学校用務員の肩掛け式草刈り機等です。18節は、県町村教育長会ほか５団体に対する負担金で、補助金は町外の小中学校に就学する児童生徒に対しての学校給食分の補助のほか、各種検定料助成事業の補助金です。24節は、学校教育施設整備基金ほか１基金の利子分の積立てです。

次に、２項１目学校管理費です。

小学校６校の管理運営及び児童、教職員の健康診断等、学校管理用の備品等の購入に要する経費です。

１節は、産業医、学校医、薬剤師への報酬。会計年度任用職員は、大規模校に教員業務支援員を各１名配置するほか、プール監視補助員を配置するもの。２節は、学校

用務員を業務委託から直接雇用に切り替え、大規模校に各２名、小規模校に各１名とし、合計８名を配置するものです。３節及び４節は、教員業務支援員及び学校用務員の期末手当、勤勉手当、社会保険料等です。

なお、学校用務員はフルタイムであり、３節に通勤手当を含んでおります。

７節の報償金は、林間教育サポーター、各小学校の環境整備、旧嘉太神分校清掃作業及び体育館巡視員等に要するもの。賞賜金は卒業記念品です。８節は、教員業務支援員及びプール監視員補助員の通勤手当。10節は主なものとして、小学校６校で必要とします消耗品費、暖房の燃料代、来客用お茶代、各種印刷製本費及び光熱水費等の計上です。修繕料は施設備品等の修繕です。11節の通信運搬費は、電話料、インターネット回線使用料など。手数料は飲料水検査やピアノ調律など。火災保険料及び保険料は、学校施設及びプール監視員等に係るものです。12節は、児童、教職員の健康診断、除雪業務に係るもの。施設・備品管理委託は機械警備業務です。13節は、鶴巣小学校通路の土地借上料、機械借上料は印刷機、プリンター。車借上料は林間教室や学校間交流のほか、難波地区の児童輸送に係るもののほか、テレビ受信料及び清掃用具借り上げです。17節は、小学校６校の学校管理用備品の購入に要するもの。18節は、黒川地区防火管理協議会ほか、87ページにまたがりますが、６団体への負担金でございます。

87ページをお願いいたします。

次に、２目教育振興費です。

小学校教育振興及び学校・地域共学教育推進事業に要する経費です。

１節、３節及び４節は、学習支援員22名、図書支援員６名の人件費です。７節は、スクールソーシャルワーカー２名の報償金及び国際理解教育授業の講師謝金。８節は、スクールソーシャルワーカーの費用弁償、学習支援員及び学校図書支援員の通勤手当です。10節は、小学校６校の消耗品費及び図書購入費と修繕料。11節は、不用試薬廃棄手数料及びスクールソーシャルワーカー障害損害保険。17節は、授業に用います一般教材費用。18節は、自宅から学校まで４キロメートル以上を対象とする遠距離通学児童の保護者への交付金及び学校・地域共学推進事業費として各学校に交付する費用です。19節は、要保護及び準要保護並びに特別支援教育児童に対する学校用品等の扶助費です。

次に、３目施設整備費です。

小学校施設の維持管理に要する経費です。

10節の主なものにつきましては、消耗品費として山砂、消化器代です。修繕料は施

設の急破修繕のほか、宮床小の壁面クラック修繕、鶴巣小の雨漏り修繕、吉田小ほか３校のプールろ過装置修繕、小野小の消防設備修繕等です。11節は不要物品の廃棄手数料です。

88ページに入りまして、12節の業務委託は、旧難波分校の敷地管理、小規模校のプール清掃業務、樹木の管理業務です。施設・備品管理委託は、各小学校の消防設備、自家用電気工作物、小荷物専用昇降機、ＦＦ暖房機、空調設備及び学校遊具等の保守点検に要する費用です。13節はＡＥＤの借上料。17節は、宮床小体育館のどんちょう幕の購入です。

次に、４目小学校建設費は、吉岡小学校改築事業に係る経費です。

７節及び10節は、改築検討委員会委員への報償金及び会議等のお茶代です。

次に、３項中学校費１目学校管理費です。

中学校の管理運営に要する経費です。

１節は、学校医８名、薬剤師２名及び会計年度任用職員は、小学校同様の教員業務支援員を２名、中学校業務員１名の報酬です。２節は、学校用務員を直接雇用に切り替え、３名を雇用するものです。なお、１節の業務員と合わせますと用務員は合計４名となり、各校２名の配置となります。３節及び４節は、教員業務支援員、業務員及び用務員の期末手当、勤勉手当及び社会保険料等です。

なお、用務員の通勤手当は３節に含んでおります。

７節は、環境整備の作業員及び体育館巡視員等の報償金。賞賜金は卒業生への記念品代。８節は、教員業務支援員の通勤手当。10節の主なものといたしまして、各校の事務用消耗品、ＦＦ暖房機の燃料費、来客用お茶代、印刷製本費及び光熱水費等の計上であります。

89ページをお願いいたします。

修繕料は、施設備品等修繕及び学校楽器等の修繕。11節の通信運搬費は、電話料、インターネット回線使用料、切手代。手数料は飲料水水質検査手数料やカーテンクリーニング等の手数料。校舎の施設火災保険料、施設賠償保険料などに要するもの。12節は、生徒及び教職員の健康診断、スクールバス運行業務等。施設・備品管理業務は機械警備業務です。13節は、スクールバスの転回場の土地借上料、印刷機、プリンターの機械借上料、中総体、駅伝大会、スクールタクシー等の生徒輸送に係る車借上料、テレビ受信料及び清掃用具借上料。17節は、机、椅子等の購入に要する費用。18節負担金は、黒川地区防火管理協議会ほか７団体への負担金。補助金は中総体東北大会等に参加する生徒への補助金です。

次に、２目教育振興費は、中学校２校の教育振興及び学校・地域共学推進事業等に要する経費です。

１節は、会計年度任用職員の学習支援員４名、図書支援員２名及び部活動指導員６名の報酬。３節及び４節は、学習支援員及び図書支援員の期末手当、勤勉手当、社会保険料など。８節は、学習支援員、図書支援員及び部活動指導員の通勤手当。10節は、各中学校の授業用消耗品及び図書購入費。11節は、電話料及び不用試薬廃棄手数料。17節は、一般教材備品と各中学校の楽器購入。18節交付金は、学校・地域共学推進事業費として各校への交付。19節は、要保護及び準要保護生徒及び特別支援教育生徒に対し、学用品等の奨励費であります。

次に、３目施設整備費は、施設維持管理に要する費用の計上です。

10節の主なものといたしましては、山砂や消火器の消耗品費。修繕料は学校施設の急破修繕のほか大和中学校のガス検知器交換修繕。11節は不要物品等の廃棄処理に係る手数料。12節は、支障木伐採等の業務委託。施設・備品管理は、自家用電気工作物、消防設備、小荷物専用昇降機、空調設備等の保守点検等。13節はＡＥＤの借上料。14節は、宮床中学校外部スピーカー更新及び宮床中学校のテニスコート設置工事であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長　（浪岡宜隆君）

続きまして、４項１目社会教育総務費でございます。

社会教育総務費は、生涯学習推進のため、各種講座、家庭、青少年教育、共同教育、放課後子ども教室、放課後自習教室等の地域未来塾コーディネーター等配置事業。

91ページをお願いいたします。

成人教育、文化行政推進等の各種事業並びに社会教育施設の管理の経費を計上しております。

１節は、社会教育委員13名及び放課後自習教室、サマースクール事業の地域未来塾コーディネーターに係りますパートタイム会計年度任用職員１名の報酬に要します費用でございます。３節、４節は、パートタイム会計年度任用職員に係ります期末、勤勉手当、社会保険料、共済組合負担金に要します費用でございます。７節は、各種事

業の講師謝金等に要します報償金及び原　阿佐緒賞での受賞者副賞等に要します賞賜金でございます。８節は、社会教育委員及び各種事業の講師等に要します費用弁償のほか、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に要します費用でございます。10節は各種事業の実施に伴う事務用品のほか、公用車２台分の燃料代、会議等でのお茶代、事業周知・啓発チラシ等の印刷製本代、民族談話室の電気水道代、公用車等の小破修繕に要します費用でございます。11節は、各種事業の連絡用郵送料及び携帯電話使用料の通信費のほか、92ページをお願いいたします。

原　阿佐緒賞作品募集を掲載する広告料、公用車車検印刷代手数料、施設等の火災保険料、公用車自動車損害保険料、各種事業実施に伴います傷害保険料に要します費用でございます。12節は、宮床歴史の村の指定管理料のほか、社会教育施設の管理業務に要します費用でございます。13節は、民族談話室の敷地借上げに係ります土地借上料。共同教育事業の農機具借上料。原　阿佐緒賞選考委員の送迎に係る車借上料、有料道路通行料と施設使用料は、青少年事業たいわっ子未来塾の宿泊体験学習に要します費用でございます。14節は、宮床宝蔵の屋上防水工事に要します費用。18節は、黒川郡社会教育委員連絡協議会及びジュニアリーダー育成事業参加のための負担金。補助金は、町ＰＴＡ連合会、健やかな子どもをはぐくむ大和町民会議、プレーパーク活動補助、町ジュニアリーダー連絡協議会及び町子ども会育成連合会への交付に要する経費でございます。

なお、新設いたしましたプレーパーク活動補助につきましては、町家庭教育事業「遊び場どうじょ！」を町事業から地域団体主体への取組へ移行するに当たり、地域団体が行う活動を支援するための活動補助でございます。

26節は公用車の重量税に要します費用でございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長　（村田晶子君）

続きまして、２目公民館費でございます。

公民館の事業運営としまして、公民館分館長会の事業や、青少年、公民館、芸術文化推進、図書室の運営事業に係る経費でございます。

１節は、図書室パートタイム会計年度任用職員４名の報酬でございます。２節は、

事務室フルタイム会計年度任用職員１名の給料でございます。３節と４節は、フルタイムパートタイム会計年度任用職員の期末、勤勉、時間外手当と、社会保険料、共済組合負担金でございます。７節は、分館長41名と地域交流の集い等の報償金。また、成人式手話通訳、まほろば大学の各種講座の講師や、書き初め大会の審査委員の謝礼等でございます。賞賜金は、地域交流の集い、成人式の記念品や写真代、書き初め大会の記念品等でございます。８節は、分館長会議に伴う費用弁償及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節消耗品は、各講座の資料やチラシの用紙代、コピー料金、各種事業の材料代や図書室の購入等でございます。食糧費は、成人式や町民文化祭等の事業に伴う講師協力者のお茶代、昼食代。印刷製本費は、成人式の冊子や町民文化祭のポスター書初め大会賞状の印刷代でございます。11節は、各種事業の講座の案内等の郵送料、電話料、公民館総合補償保険料でございます。12節は、町民文化祭等の催事に伴う舞台音響照明操作業務委託料でございます。13節は、図書システムソフトの借り上げ、リース保守料、町婦人会や遊学講座移動研修のバス借上料、有料道路の通行料でございます。また、会議研修に伴う駐車料でございます。17節は、図書室書棚の購入費用でございます。18節は、県公民館連絡協議会、黒川地域公民館等連合会への負担金でございます。また、町連合青年団、町婦人会連絡協議会、町文化協会への補助金でございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長　（浪岡宜隆君）

続きまして、３目文化財保護費でございます。

文化財保護費は、文化財愛護の普及活動や開発に伴います発掘調査、啓発事業である郷土史講座「文化財めぐり」の開催などを行う経費を計上しております。

１節は、文化財保護委員５名と発掘調査に伴います作業員等のパートタイム会計年度任用職員の報酬に要します費用でございます。４節は、パートタイム会計年度任用職員の社会保険料。７節は、郷土史講座「文化財めぐり」の講師等の謝金に要します費用でございます。８節は、文化財保護委員、郷土史講座の講師に係ります費用弁償、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に要します費用でございます。10節は、事務用品や文化財の保護調査用品等をはじめ発掘調査の発電機等の燃料代、「文化財め

ぐり」参加者昼食代、保存資料のプリント代、信楽寺跡の電気水道代、公用車の車検に伴います修繕等に要します費用でございます。11節は、連絡用郵送料と携帯電話使用料の通信費、水道開栓手数料、公用車の自賠責保険、「文化財めぐり」の参加者傷害保険料に要します費用でございます。13節は発掘調査に係ります重機借上料、「文化財めぐり」の車両借上料と施設入場料に要します費用でございます。14節は文化財説明盤の設置工事に要します費用。18節は町内文化財保護団体へ交付に要します費用。22節は、県教育委員会より文化財保護に係る経由処理交付金の返納金が生じた場合に要します費用を科目設定しているもの。

95ページをお願いいたします。

26節は、公用車の自動車重量税でございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター長村田晶子さん。

公民館長　（村田晶子君）

続きまして、４目まほろばホールの管理費でございます。

まほろばホール施設管理運営に係る経費でございます。１節は、まほろばホール運営委員会委員の報酬と、窓口業務パートタイム会計年度任用職員２名の報酬でございます。３節と４節は、同じく会計年度任用職員期末、勤勉、時間外手当と、社会保険料、共済組合負担金でございます。８節は、まほろばホール運営委員の費用弁償と、会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節消耗品は、事務用品等。燃料費は冷暖房用の灯油代、調理室等のガス代、公用車のガソリン代。食糧費は来賓用お茶代、光熱水費は電気料と上下水道料でございます。修繕料は公用車の小破と設備修繕、車検費用でございます。11節は連絡用郵送料、電話料、小ホールのピアノの調律手数料、座布団等のクリーニング代、公用車の車検費用、建物火災、ホール施設保険料等でございます。12節は、舞台機構等の操作や総合管理、休日窓口、植採木手入れ、除雪に伴う業務委託料でございます。

また、ホール等空調配管更新工事実施設計業務、外壁修繕工事単価入替え業務、すみません。失礼いたしました。訂正をいたします。

そちらはホール等の空調更新工事の設計業務と外壁修繕単価入替えはございません。失礼いたしました。

舞台照明や舞台音響、舞台機構、施設等の保守点検、大ホール用のピアノ保守点検、まほろばホール警備業務でございます。13節は、ＡＥＤのパッケージの賃借料、施設予約システムに係る借上料と機器賃借料、テレビ受信料、電力用の監視システム使用料でございます。14節は誘導灯改修工事、大ホール椅子修繕工事、非常用照明器具改修工事になります。17節はキャッシュレス対応窓口電子レジスター、調理室用冷凍・冷蔵庫更新、記録用一眼レフカメラ更新の購入費用でございます。

96ページをお願いいたします。

18節は、黒川地区危険物安全協会、黒川地区防火管理協議会、公立文化施設協議会、防火管理者資格取得の負担金でございます。また、町文化振興協会運営費の補助金でございます。26節は、公用車の車検に伴う自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長　（浪岡宜隆君）

続きまして、５目教育ふれあいセンター管理費でございます。

教育ふれあいセンター管理費は、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンターの管理運営に要します経費を計上しております。

２節、３節、４節は、各施設の業務員の直接雇用の切り替えに係りますフルタイム会計年度任用職員３名分の給料のほか、期末、通勤、勤勉手当、社会保険料及び共済組合負担金に要します費用でございます。10節は、各施設の維持管理用品の消耗品費をはじめ草刈り機燃料代、電気水道代、小破修繕に要します費用でございます。11節は、各施設の飲料水検査と蜂の巣駆除に要します手数料、施設の火災保険料、施設賠償保険料に要します費用でございます。12節は、鶴巣、落合教育ふれあいセンター内不用備品廃棄業務のほか、校庭管理、除雪業務等に係る業務委託、施設整備、警備、施設等の保守点検に要します費用でございます。13節は、ＡＥＤの賃借料のほかテレビ聴取料。清掃用具借上料、リモートロックのシステム利用料に要します費用。17節は施設管理用備品、集塵機の購入に要します費用でございます。18節は、黒川地区防火管理協議会、防火管理講習会受講料への負担金に要します費用でございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

続きまして、97ページをお開き願います。

６目森の学び舎活動費は、森の学び舎、升沢森の学び舎施設の維持管理に要する経費です。

７節は清掃作業に要する報償金。10節は清掃用品の消耗品、光熱水費。11節は水道開栓手数料と建物火災保険料であります。

以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長　（浪岡宜隆君）

続きまして、５項１目保健体育総務費でございます。

保健体育総務費は、生涯スポーツ推進のため、スポーツ推進審議会やスポーツ推進委員の活動支援、スポーツ賞顕彰、スポーツ支援奨励金、スポーツ施設の維持管理、指定管理者制度、学校部活動等地域展開等に要します経費を計上しております。

１節は、スポーツ推進審議会委員５名及びスポーツ推進委員15名の報酬に要します費用でございます。７節の報償金は、スポーツ賞選考委員と学校部活動等地域展開協議会委員への謝金。賞賜金はスポーツ賞表彰者への記念品代のほか、スポーツにおいて全国大会等へ出場する個人・団体へ交付をしておりますスポーツ支援奨励金に要します費用でございます。８節は、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員の費用弁償。山形県で開催予定の東北地区スポーツ推進委員研修会への参加者３名分の宿泊費に要します費用でございます。10節は、事務用品をはじめ各種委員会のお茶代に要します費用でございます。11節は、連絡用切手代のほか施設の火災保険料、スポーツトラクター等管理用機器の自動車損害保険料、スポーツ推進委員の傷害保険料に要します費用でございます。12節は、体育施設の指定管理業務等に要します費用でございます。13節は、東北地区スポーツ推進委員研修会等への参加のために要します有料道路通行料。

98ページをお願いいたします。

18節の負担金は、各種スポーツ推進委員協議会をはじめ、７月４日、５日に開催されます第65回全日本学生選手権トラック自転車競技大会開催の全国大会誘致開催に伴います開催地負担金。自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長の会の加入負担金。補助金は、町スポーツ協会とスポーツ少年団のほか、学校部活動等地域展開の試行実施に伴い、休日活動の受皿となり得る認定地域クラブへの活動補助の交付に要します費用でございます。

続きまして、２目広場管理費でございます。

広場管理費につきましては、宮床、玉ケ池、鶴巣山田、北目、三ケ内の町内５か所のレクリエーション広場の管理に要します経費を計上しております。

10節は、各広場のグラウンド砂代、電気、水道代、小破修繕に要します費用でございます。11節は各広場の水道開栓手数料。12節は、各地区へ業務を依頼しております各広場維持管理業務のほか、宮床レクリエーション広場の支障木伐採業務に要します費用でございます。

次に、３目自転車競技場管理費でございます。

自転車競技場は、宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして施設の維持管理を行っているものでございます。

12節は、宮城県スポーツ協会より維持管理業務を受託した業務を体育施設の指定管理者へ再委託するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

次に、４目学校給食センター費は、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要する経費であります。

１節は、学校給食運営審議会委員７名及び業務員１名の報酬。３節及び４節は、用務員の期末手当、勤勉手当及び社会保険料等。

99ページをお開き願います。

８節は、学校給食運営審議会委員の費用弁償、職員の会議等への旅費及び用務員の通勤手当。10節の主なものといたしまして、コピー代、児童生徒衛生管理用消耗品、児童生徒用白衣の購入等に要する消耗品費等。燃料費はＡ重油、プロパンガス等、給

食運営審議会等のお茶代、光熱水費、修繕料は食器、食缶洗浄機等の修繕や小破修繕等のほか賄い材料費等であります。11節は、電話料など。手数料は検便や厨房機器等の検査手数料など。火災保険料は建物及び動産保険。12節は、給食調理業務、給食可燃ごみ収集運搬業務、施設設備の維持管理及び保守点検等の委託料。13節は、食器洗浄機等の借り上げ、テレビ受信料、清掃用具及び栄養価計算システムの借上料等。17節は配膳台の更新や栄養価計算システムライセンス購入等。18節は、全国学校栄養士協議会宮城県支部ほか３団体への負担金であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

続きまして、10款１項１目農業施設災害復旧費から、100ページの10款３項１目公立学校施設災害復旧費までは科目設定であります。

11款公債費につきましては、金融機関等への元金償還及び利子支払額を計上いたしたものでございます。

101ページをお願いいたします。

12款予備費につきましては、地方自治法第217条の規定により計上いたすもので、前年度と同額の計上といたしております。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、明日３月４日午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後　３時１２分　　延　会